

519
14

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 90 1 2 3 4 5

始



筑紫史談附錄

石
城
志

自卷之一
至卷之三

大正
13.9.9
製本

寄贈本

武藏野納

石城志を刊行するに就て

- 一、博多の人津田元願父子の編纂せる石城志十二卷は、今日に於ける博多地志の白眉なり。今回筑紫史談の附録として刊行する事と爲り、約十回を以て完結の豫定なり。
- 一、本書は博多地志中の白眉たりと雖ども、其の説く處の史實に至ては、誤謬多きのみならず、妄誕・架空の事も少からず。又、貴重の史實にして漏れたるも多し。單に此等の點より視れば、此書の爲めに、世人を迷はしむるもの亦少からざるべく、一の元寇の記事に觀ても、其の一端を窺ひ知らるゝなり。されども、現今博多地志の参考書として、將た今より百五十餘年前に於ける博多の現況を知るの點に於て、此の書を措ひて他に復た是れ程の載籍あることなし。之れ本書を撰びて刊行する所以なり。
- 一、卷頭に掲げたる博多古圖は、現存せる幾多同種の古圖中の一を模寫せしものにて、今存する處のもの、彼此異同あり。特に本圖中の比惠川、及び其の那珂川との連係（圖中管絃橋の架川）の如きは、最も拙なるを認む。元來博多古圖と稱するもの、何れも比較的後人の手に成りしものと思はるゝも、其の據る處の原は無きに非ざるべし。學者、彼此比較研鑽し、之れを幾多の史實・遺文・に質し、實地に徴して、其の變遷の跡を辿らば、亦た以て得る處あるべきなり。

一、編著者津田元願父子、及び安惟允の事跡に就ては、春山育次郎氏の調査せられたるものあり。依て氏に乞ふて、左に其中の小傳を掲ぐる事とせり。氏は夙に博多地志の研鑽に努め、博多志纂考、編述の企圖ありと云ふ。異日成るに至らば、博多地志の完璧たらんか。

一、頭書は、葉山信果の書入たるものなり。本會々員中島筑水君の調査に依れば、信果、通稱は小仲太、篤齋と號す。舊福岡藩士にして、今より百一二十年前の人、舊藩有名の賢婦人、眞明院の生父、渡邊忠藏と同勤たりしと言へば、恐らくは江戸定府の士ならんか。著はす處、篤齋叢書・長短隨筆・等の書あり。今、此頭書を採録するに際し、比較的不要と認めらるるものは、之れを省きたり。尙ほ、本文著明の史實にして、誤謬世を誤るの虞あるものゝ如き、其の他にも一二要旨を頭書し、卑名を附記して頭書の本文と區別せり。

一、本書は曾て有志相協りて、若干部刊行せしものある由なれども、未だ之を見るの機を得ず。各種の寫本、魯魚焉馬の誤頗る多く、行文亦た異同あり。今、數本を比較して、其の最も正しと認めらるるものを彼此參考撰取せり。又、原文、大抵送り假名を省略せるが爲め、讀過聊か滯滞を免れざるも、已を得ざる場合の他は、原文の儘を存して、筆を加へず。

大正八年十月望

筑紫史談會幹事長 武谷水城 識

津田元願同元貫小傳 附安井惟元

津田元願は博多の人、世々小兒科の醫を以て著はる。父名は元統、初め三迪と稱し、次で順庵と稱す、京都の名家古林見宜正越の高足たり。始めて市小路に住し業を行ふ、頗る聲譽あり。後ち藩主黒田綱政公の内庭に仕へ公子の侍醫たり。三男あり、長は元治、淺井周迪及松岡玄達を師として醫を學び、後ち父に承けて家を繼ぐ。次男元立、青木友元に養はる、齒科醫青木梅軒即ち是也。季は石城志の著者元願とす。順庵の繼妻二宮氏の生む所、元統・元立の異母弟也。

元統幼にして外叔二宮柏山の嗣たる約あり、柏山に就て學を修め、業を習ふ。父順庵歿するや、母二宮氏を奉じて別に一家を成せしが、後ち長兄元統の讓を受けて市小路に歸へり、宗家を承く。業能く行はれ令聞あり、累世の家聲を墜さず。餘暇文學を好み、書史を讀み、博洽を以て稱せらる。淡窩は其の號なり、老を告るに及び、雄山と稱す。又俳諧を嗜み、盟を結ひて大椿社といふを自ら立たり。石城志十二卷、及び元寇軍記の著あり。天明四年十二月二十六日歿す、享年七十九、丸山氏に娶り子無し。養子元貫後を承く。

津田元貫、初め意安と稱し、次で壽珀と改む、藍洲は其號なり、晩に蓬庵と稱す。秋月の人淺野安右衛門の弟、母は岡部氏、享保十九年十月八日生る。歳甫めて、養れて元願の嗣と爲る。元願老を告るに

及び、後を承け、業を行ふ事三十餘年、寛政七年六十三歳の時、藩主黒田齊隆の特命あり、出でて侍醫となり、御納戸組に列せらる。元貫素と祿仕を欲せざりしも、特命如何とも爲し難く、努めて旨を奉すと云ふ。而して此時また市小路を去り、福岡の東職人町に移る。文化八年七十九歳、老を告て退休す。猶ほ世に在る事五年、文化十二年七月二十八日歿す、安國寺に葬る、享年八十三。

安惟允は未だ碑文傳記の類を見ることを得ず、嘗て諸書の問記せる處を左に録す。

安井惟允は通稱三藏、靜宇と號す、安永・天明・頃の人、竹田家の門下より起りて朱子學者なり。草江山人は蓋別號也。龜井南冥と詩文の交あり、友誼最も深し。南冥の我昔篇の作三十三首の中にも、靜宇の事を述べたる一首あり。東西學館の創立、靜宇また與りて力あり。西學の諸員頻りに靜宇を請ふて師員たらしめんと欲し、藩の當路者また之を慫慂す。靜宇曰く、詩文は余が素好の存する處、此道を以て南冥と締交して應酬するのみ。予は固より朱子學を奉じて古學は崇尚する處ならず、何ぞ西學に師授たらんやと、終に肯んせざりき。東西の學館、訓導以下互に相嫉みて軋轢する事甚だし、獨り南冥・靜宇・二人は交ること愈々篤く、絶へず應酬來往して、世を終るまで渝はらざりしと云ふ。蓋し一家の見解あり、器度ある人物なりしなり。靜宇の男、また三藏と稱す、蓋山は其號なり。また頗る名望あり。藩主敬徳公の侍讀となり、親信を蒙りたり。(春山氏調査摘録)

石城志序

古之爲地志者。蓋詳其山川風氣土地之所出。民俗之好惡。以及名宦賢士之偉績美行與世代之變遷事物之沿革。將以供經世之用。是故爲政者有取焉。惟吾大東在昔。先王詔撰奏六十六州風土記與國史律令格式。藏諸天祿石渠之府。以爲經世之大典。後遭板蕩之運。古籍散亂僅存於兵燹之餘。而數百年風土之記。無有繼而修之者。則遺文逸事湮滅不傳於世也。稽古者憾焉。今代聖明文運方興。修舉舊典不無其人。然而山城國志一二編之外。寥寥乎希聞者。豈不以世代久遠文獻不足徵故耶。淡窩子家於博津。好古而博隱于醫。嘗蒐輯鄉里遺事。錄爲十二卷。名曰石城志。蓋依舊名也。頃上邨氏爲之請序於余。繙閱其書則上下千有餘年。地理人事之變遷。神祠佛宇之興廢。及他名區陣跡。故事遺文。巧藝珍器物產之品彙。民俗之歌謠。凡關係博津者。無不偏舉而備載焉。而鄉人有一善之可稱。必謹錄之以勸將來。其旨微矣。嗚呼是書也。其於稽古何不

足徵耶。亦可補地志之闕。而蒞事者或有取焉。且聞淡窩子之著此書也。息元貫與有勞焉。余既重上邨氏之請。而私嘉淡窩父子之好古而纂述克成其功。於是乎題數言於卷端云爾。

崑

明和丙戌臘月一日

草江散人安惟允題

凡例

一、博多は往古より、唐・宋・元・明に至るまで、唐土舟の入津せし處にて、且遣唐使、及び僧徒・海商の輩も此地より洋を開て彼土に航しぬれば、殊に繁榮の溱なりけるとなん。されど世に残れる地志・古籍もあらざれば、古への事はさら也。近代の事蹟もよく是を知事を得ざりしに、貝原老先生、筑前續風土記の編述ありてより、博多の事實も殊に詳なる事を得て、里民大に其賜をかふふれり。此書、最丁寧反覆なれども、一邑・一縣の瑣細なる事に至りては、措てしるされず。今此編は、固より踈妄猥雜をかへりみず、土人の傳説等聞に隨ひ、見るにしたがひて、輯録しぬれば、所謂、冤闇の冊子にて、府志の名などかうふらしめん事は、潛妄の罪少なからずといへども、亦もだし難き筋もあれば、姑くかくは名付侍るなり。

一、予はじめ、此書を撰するに志なかりしかば、博多の事實會て見聞せしも、多くは遺忘して引據博からず、且固より淺劣庸愚の才なれば、かくるわざをなして世人の嘲を求め侍るべきに非ず。然るに一日、原田安信博多年行司也予に語て曰、博多は古へより名勝の地にて、故事・古蹟も他邦にすぐれたりといへども、續風土記の外徴とすべきものもなければ、今猶里老の傳語、並に古記・古文等の僅に存せるも、終には放散泯没して識事なきに至らん、豈可嘆の甚じきものに非ずや、希くば足下、是を

輯録し、十一を千百に存せば、なを將來に裨補あるべし、孰是を斗れよと、ありしに、答て曰、吾子が言、甚善とはいへども、我が管見蠡測其器に當らず、よろしく他人に譲へしと、かたく是を辭し侍りけれども、強ちに請て止ざれば、いなみかたくて、孟浪杜選の笑をかへりみずして、是を諾しぬ。

一、此編に引處の書、我筑州にて著述せるは、九州軍記、深江種治著、種治は恰土郡の住士也、昔時渠が著す處の書、焼失して全からざりしを、慶長年中草野玄厚といへる者、再び是を撰せり。筑前續風土記、貝原先黒田家譜、同撰。筑前良民傳、竹田先筑前早鑑、末永黒田年譜、能勢見聞日記、商家神博多記、同鶴田博多古説拾遺、同熊本敬郷等なり。此外神社佛堂の縁紀、及諸家貯る處の古記・古文・系譜・等は今しるすにいとまあらず。其餘、和漢の引書も亦いたづかはしければ、此處に擧するさず。

一、寺社の傳説、多くはまち／＼にして、決定し難き事あり。此故に、今、續風土記、並に縁紀等に據て記し侍る。又俗談・小説・をも間採用して是を載るといへども、しるて正偽を辨するに非ず。

一、此所にしるすべき凡例をば、其門類のはじめに、多くは是を出せり。讀人をして考へ安からしめんが爲也。

一、博多記・古説拾遺・ともに俗文鄙俚にして章をなさず。これによりて義理も亦通曉し難き處少からず。故に此編に引處のものは、盡く其文を改め正せり。

一、予、素より世務に汲々として、東西に奔走し侍れば、筆硯に親しむの餘力を得ず。於是、前に

しるせる古書・古記・等を探索して、元貫にあたへ、且幼より見もし、聞もせる事のあらましを口授し、渠をして編録せしむ。猶又、事の辨じ難く、疑ふべきものは、古老の輩に對し、周く爰に詢ひ謀り、アズリ舛を正し、偽を改め、五六年を経て漸く編を成せり。釐めて十二卷とし、七門に分て披覽に便あらしむ。夫、校書は風葉・塵埃・の如し、隨て掃へば隨て生ずといへり。然るに元貫も亦、わづかに賤務の閑を偷みて筆を採ぬれば、易簡を專にして、しば／＼稿を易る事をなさず、いかでかあやまりなきことを得んや。もしいにしへに博き人、是を刪正する事あらば、予が幸甚からん。

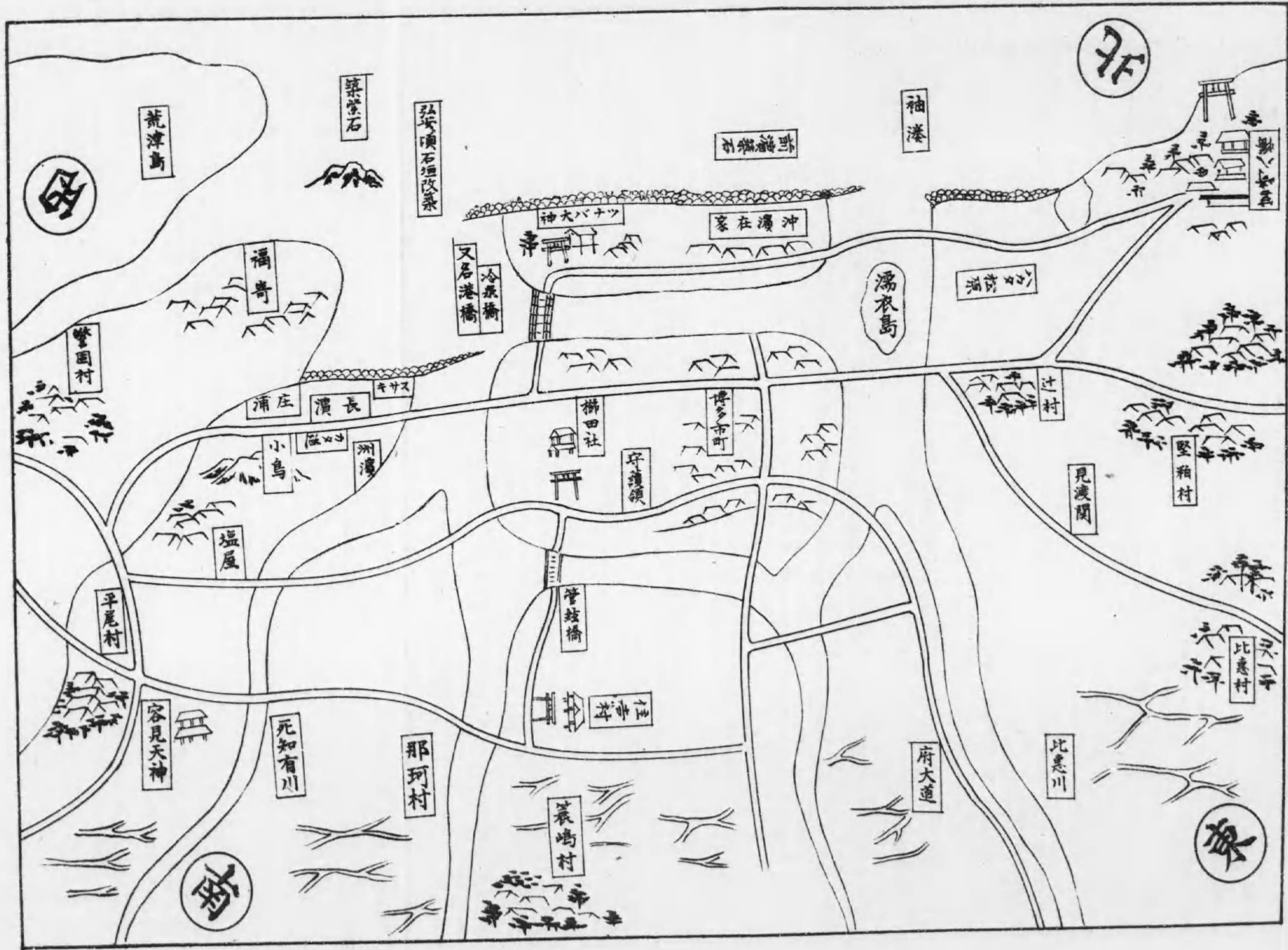
明和二乙酉春三月

石城府 淡窩散人 謹書

博多古圖並新圖



今按に、熊本氏が古説拾遺の説によれば、博多古圖に別本あり、曰、福崎山の邊までは博多の境内にして、唐浦と云。
 今福岡の六丁廻りのあたりとみゆさいへり。予曾て其別本をたづね求め侍れども、いまだみる事を得ず、恐らくは彼が
 唐浦と稱するは、庄浦なるべし。唐・庄の字形相似たれば、筆者か、又は讀者かの謬ならんかし。「圖中、那珂村は那珂川の誤寫」



博多古圖並新圖

今按に、熊本氏が古説拾遺の説によれば、博多古圖に別本あり、曰、福崎山の邊までは博多の境内にして、唐浦と云。
 今福岡の六丁通りのあたりとみゆいへり。予曾て其別本をたづね求め侍れども、いまだみる事を得ず、恐らくは彼が
 唐浦と稱するは、庄浦なるべし。唐・庄の字形相似たれば、筆者か、又は讀者かの謬ならんかし。「圖中、那珂村は那珂川の誤寫」

石城志 卷之一

津田元願 校定
男 元貫 編録

地理上

肥前風土記あり
 文政の頃國君齋清公、青柳勝次種磨をして續地誌を撰集せしめられければ、今嘉永の三ませに至れど全く成らず

謹で考るに、人王四十三代、元明天皇和銅六年夏五月、諸州に詔して其國の風土記を作らしめ玉ひしに、後世、王室漸く衰て、其書、兵燹に罹り、或は放散して、終に亡びぬ。吾が筑前風土記の如きも亦然り。今存する處、僅に出雲・豊後・二州の風土記のみ、是も亦全本に非ずと云。嗚呼惜むべきの甚しきにあらずや。然かるに元祿の頃ほひ、國君網政公、儒臣貝原篤信をして、筑前續風土記一部貳拾八卷後増補有て三十卷と成。撰集せしめ玉ひしより、地志再び詳審著明なる事を得たり。寔に不朽の盛事といふべし。其第三卷那珂郡博多の所に曰、日本後紀曰、嵯峨天皇、弘仁五年冬十月庚午、太宰府言、マウス新羅人辛波古知等二十六人、漂ニ着ス筑前國博多津、問ニ其來由テ、遠ク投メ風化シ。是博多の名の國史に見へたる始也。此時既に博多の號あれば、其はじめいつの頃にか立けん、しれず。今按に、博多は古來唐土舟の着し所にて、太宰府に近ければ、其間四里。上代、太宰府を置れし始より博多町も立けるならん。續日本紀には、

筑前續風土記三十卷貞享年中篤信蒙光之公之命元祿十六年十一月十八日舩編成れり清書は末永虎舟に命ぜらる

仁明天皇御宇、新羅の人、筑前大津に来る、とあり。大津は博多をさしていへり。三代實錄十六卷に、清和天皇、貞觀十一年十二月、太宰權少貳坂上宿禰瀧守奏して曰、謹檢するに、博多は是隣國輻輳の津、警固武衛の要と云々。又曰、貞觀十一年六月十五日、太宰府言、去月二十二日夜、新羅ノ海賊乘艦二艘、來博多津。同十二年二月、八幡・香椎・宗像等に勅使を立らる、其告文に、去年六月已來、太宰府上言すらく、新羅ノ賊船二艘、筑前國那珂郡乃荒津爾到來天云々。今按に、前に博多とあり、後に荒津とあるは、博多・荒津一所なりと云へたり。然ば博多は町をさしていひ、大津・荒津とは博多の船の着く湊をさしていへるなるべし。僧萬里が梅庵集に、送超公然叟歸省詩序云、超公然叟石城人、其境有鳥津、有十里松、註云、石城、即筑前博多也、鳥津、又號冷泉津、といへり。唐土の書には、博多を霸家臺・花旭塔・八角嶋などと書り、是は別に名付たるにはあらず、博多の和音を聞て、かくの如く書る也。海東諸國記にも、博多、或は冷泉津と稱し、又石城府ともいふ由見へたり。日本に、上世より異國舟來りつどひし所にて、太宰府に近ければ、往古より繁榮の地なる事むべなり。太宰府は九州を司ごれる官府にして、殊に異國より來れる渡り口なれば、西方の外藩として、武備を專になすべき地なる故、武士を多く集め、兵器を多く納めらる。太宰府は海濱に遠ければ、博多の海邊に藩營ありて、兵衛の盛なる事を、異船の人にしめしけるならん。續日本紀、光仁天皇寶龜十一年の勅に曰、筑紫太宰府僻居西海、諸藩朝貢舟楫相望、由是簡練士

馬、精銳甲兵、以示威武、以備非常、といへり。古老の言傳へには、天智天皇、皇太子にて西國に下り玉ひし時、博多にも行啓あり。此時の例なりとて、博多の富商の家作りには、輿宿所といふ事あり。今はあやまりてこしやごといふ、其製は、床を前ひきくして、奥に一段高き所あり、是御車の轆のつかへし故に、前を低くせりといへり。朝野群載第二十卷、博多津に中華舟の來りし事を朝廷に告る申文あり、其文に云。

警固所解

申請申文事

言上 新來唐船一隻子細狀

右件唐船、今日酉時、筑前國那珂郡博多津志賀島前海到來、者任先例、子細言上如件、以解。

長治二年八月廿日

鑑口田吉任

本司兼監代百濟惟助

長治は、人王七十三代堀川院の年號也。右の記せし所を以て見れば、唐船入津の時毎に如斯言上せしなるべし、警固所とあるは、此津の守護人の居所ならん。又大明の茅元儀が著す所の武備志日本考に、國に三津あり、皆商船の聚る所、海に通る江なり、西海道に坊津、薩摩州に屬する處。花旭塔、津、筑前州に屬する處。洞津

伊勢州に屬する處。三津只坊津を惣路とす、客船往返に必寄る。花旭塔津を中路とす、地方廣濶にして人烟湊集す、中國の海商此所に集らざるはなし。洞津を末津とす、地方、又山城と相近けれ共、貨物或は備り、或は缺、只中津にはあらざるものなし、と書り。實も此博多津は、往古唐土舟のつごひし所にて、吾が日本の國々よりも、各其工物を采て爰に集り、有無を交易せし故に、民生日用の貨、備らすといふ事なし、九州・二嶋は博多を一都會として來り集り、萬の資用を買調ふ、此故に、市中賑ひ、人民所を得て、繁榮の地なりしとかや。今此所のありさまを見侍るに、東は宮崎の松原に連り、西は橋を隔て福岡につゞき南は住吉に隣り、北は海に向ひ、那太の白濱・志賀島・唐泊・能古浦・など遙にみへ渡りて、海面の詠究りなし。今も他國の商舟爰に聚り、三方は地廣平にして、道、隣國に通せり就中、南は平原の地長く續き、肥前・筑後・豊前・豊後・に通じて往來繁し、西に那珂川あり、東に石堂川あり、市の中には編戶の民軒を並べ、富人門をつらね、イナガラ郷にはよろづの貨多く、民生日用の食貨乏じからず、且古寺・名利・又多し、誠に四方輻輳の地にして、天府の邑といひつべし。此所、南北の中程に往古東西に通れる入海ありて、袖湊と號せり、是唐船の入りし湊也、此入海より北を澳の濱と云。今は入海なくなり、其路のみわづかにのこりて、横一間ばかりな溝、東西に通せり、今是を大水道と號す。又昔は沖の濱の北なる海面には石疊長く連りて、東は宮崎・多々良・に至り、西は今津に及べり。是は上古より此邊の海濱に、異賊の防ぎの爲、石壁を築しが崩れたりしを、文永・弘安

の頃、蒙古の賊兵屢來りて日本を攻めしかば、防ぎの備のため、石壁を修補したる也。上文續風土記。人王八十九代、龜山院文永五年戊辰閏正月十八日、高麗の使者潘阜・李挺・等蒙古國王の牒狀と、高麗國王の書とを捧げて、筑前太宰府に着す、これ日本より蒙古へ貢物をささぐべしとの趣なり。初め、元、太祖名ハ鉄木眞、後改メ成吉思汗。蒙古國より起りて諸夷を従へ、遂に中華に入て宋・金・兩國を併吞せり。太祖殂して太宗立、太宗殂して定宗立、定宗殂して憲宗立、憲宗殂して世祖立、名ハ忽必烈、憲宗之弟也。此時最盛んにして、外夷の朝貢するもの千有餘國、天を極め地を窮て、賓服せざる事なし。然ども惟日本のみ彼に服従せざりしかば、至元三年日本の文永三年に當る。其臣黑的・般弘・といへる者等をして書を齎し、高麗に命じて日本に送達せしめ、貢物を求む、されども故ありて半途より歸國せり。翌年又高麗に命せしかば、今年正月に來朝せり。太宰府より即時に驛を飛して京・鎌倉・に告げれば、此時鎌倉將軍は惟康親王、執事は北條左京大夫平時宗也。やがて詮議ありて、返答にも及ばず、使は追返されけり。同六年二月、蒙古・高麗・の使者趙良弼・康允紹・等、本州今津浦に着船す。此時も同じ趣なれば返牒なし、博多の彌四郎といふ者をはじめ十四人、蒙使にさし添へ元國に遣はして、其動靜を窺はしめらる。世祖は、たびん、使者を渡すといへども、終に返書なく剩へ使者を逐返さるゝ事を大に憤り、さらば軍勢を渡して攻撃べしとて、至元十一年、鳳州經略使欣都・高麗軍民總官洪茶丘、等をして大將軍とし、女直水軍の兵を合せ、其勢二萬餘、或は一萬五千云。高麗さして發向す、高麗より加勢として、金方慶・朴之亮・等八千人を率ひてはせ加り、都合三萬餘人、軍船九

本書元寇の記事、
從來の所説を踏襲
して、誤謬妄説多
し。筑紫史談第六
集、第十集、第十
五集、及第二集並
に元寇史蹟の新研
究(書名)を合せ見
るべし(水城)

百餘艘に打乗て、本朝文永十一年十月五日、對馬佐寸浦に走り着き、即日一島を攻取ぬ、守護代宗右馬允資國、是に死せり。同月十四日、壹岐島落城す、守護代平内左衛門尉經高是に死す。同十九日筑前の志賀・唐泊へ寄來りぬ。かねてかく有べしと期しければ、むかしより博多の北の海つらに、石壘長く連りて、東は箱崎・多々良瀉・西は、福崎・百道原・姪の濱・生松原・今津に至るまで、異賊の變に備へたりしを、此度俄に修理ありて、面は急に一丈より高く、こなたはのべにして、馬に乗ながら馳上り、賊船を見おろして、さげ箭に射るやうに拵へたり。其の上に鹿垣をゆひ渡し、逆茂木を引かけ、大友出羽守頼泰・同二郎右衛門重秀・太宰少貳入道覺慧・嫡子三郎右衛門景賢・菊池二郎武頼・赤星三郎有隆・已下宗徒の軍兵十萬二千餘人、鎧の袖をつらね、兜鑿の星をかどやかし、家々の旗濱風に翻翻として、其間十餘里が程にちみくたり。かくて二十日の巳の刻に合戦初りけるが、賊船を直下に見おろし、拳さかりに矢種をおします射出しければ、あだ矢はひとつもなく、將基倒しに射ふせけり。賊軍是を見て、何かはしらす丸きものを樓船の上より二三百、一度に投かけけるが、鐵丸の迸る事、坂を下る車輪よりも疾く、閃々として雷の如く走り、電の如く激して、陣々に飛散れば、面に進みし味方の兵ばらばらと打倒され、或は鬚髮を焦し、手足を焼きて、氣も魂も身に副ず、其頃未だ日本にかゝる兵器をしらざれば、人馬ともに烟に迷ひ、響におびへて上を下へと擾亂し、諸方の官軍一同に破れ、我先にと水城の要害として引退ぐ、賊兵いよく勝に乗、博多をはじめ在々所々に火を

縦、金鼓を鳴し、関を作て追討にしければ、官軍の死亡數を知らず。かゝる處に、太宰府にありしあらての勢、かくと聞より壘をつくして駈出し、勢ひ驟雨の如く討てかゝれば、賊兵またうちまけ、博多をさして敗走す。初め逃走せし味方の兵も取て返し、馬蹄に塵を揚て逐立く攻戦へば、賊軍あまりに狼狽し、船に乗んどこみ合けるほどに、二百餘艘暫時が間に乗沈む。されども日既に暮に及びければ、其日の軍は終けり。扱翌廿一日の朝まだきに海つらを見渡せば、いかゞなりしにや、賊船一艘もみへず、遙志賀島の浪間に舟具や損しけん、船一艘或は二艘漂ひけるを見て、官軍押よせ悉く搦捕て次第を尋ね問に、前夜數百艘ともに本國へ漕歸りしと云。此俘百二十人、水城の土堤にて誅戮せらる。此時神明かたちを現じて賊を防ぎ給ひし事、八幡愚童訓、神皇正統記、等に見へたり、詳に參考蒙古襲來記に表出せり。かくて翌建治元年正月、又、蒙古の使、杜世忠・何文著・等牒書を持來る。同七月、牒使又來朝せしを、ともに關東へ召寄られ、九月七日、鎌倉龍の口に於て、兩度の使者九人が首を刎たりけり。元の世祖、是を傳聞て大に怒り、夏貴・范文虎・阿剌罕・洪茶丘・等を大將とし、士卒十萬餘人、高麗の軍貳萬五千を合せて、日本を撃しむ。弘安四年五月廿一日、壹岐・對馬を侵略し、同廿六日博多の湧に寄來る。かねて待儲し事なれば、九州の諸將及び秋田城二郎・河野六郎・等しばしば夜うちをかけて勳功をあらはす。六月廿口日、主上後宇多院神祇宮に行幸ありて、敵國降伏の御祈等閑ならず、猶六十餘州大小の神祇に奉幣し玉ふ。七月下旬、志賀嶋前に賊を討て是を敗る。賊船鷹嶋支界島に據る、同晦日或同七月朔颶風大に起つて逆浪天に漲り、雷霆地に激烈す、

賊の軍船岩頭にふれて微塵になり、或は逆巻浪にうち返されて、鯨鯢の腹中に葬らるゝものいくばくといふ事をしらす。幸にして嶋に上り命を全ふせしものも、兵糧悉く海底にしづみければ、飲食せざる事三日に及べり。漸く風波も少し静りければ、范文虎等の諸將、破れ残りし船を擇んで乗歸る。路にのこりしものごもは、船なければせんかたなく居たりしが、諸人相計て、張百戸をいへる者を大將となし、嶋の木を伐り、船を修覆して歸らんと議しける程に、官軍數百艘にておし寄攻戦ければ、賊徒數をつくして討取、殘兵二萬餘人を搦捕て凱陣し、那珂川のはどりにて悉く誅せらる。其中、只三人をゆるし、此趣を語れとて、本國へぞ返されける。寶曆戊寅年、元貫に命じて、文永・弘安・蒙古入寇の始末、和漢の書に載たるをあたいた校合し、參考蒙古興寇記となづけて此處には其大概を記しぬ。續風土記に曰、其後天下亂國となりて、九州には殊に合戦やむ時なかりしかば、博多も回録に及びしとかや、天文十七年にも博多炎上しぬ。永錄十二年五月十三日此處にて、大友宗麟の兵と、毛利元就の勢と合戦ありしが、大友はもとより博多に在陣す、中國方の勢は立花山を下り箱崎松原に備へを立、足輕をかけ、津内を放火せしとなん。かく度々に焦土となりしかば、居民おのおの安住せず、民の竈も數へりて、其後はあるかなきかの如くなりしとかや。又其以前、大友家繁榮の時は、袖の湊の入海より南を守護領と號して、大内氏より治む、沖濱は大友家の領なりしといへり。海東諸國記には、博多の居民萬餘戸、小貳殿・大友殿とわかち領せり、小貳は西南四千餘戸、大友は東北六千餘戸と有。此海東諸國記は、朝鮮人の筆作にて、成化七年に成れり、我朝の文明三年に當りぬ。

此時の所治、如斯なりしにや。其後、大友氏と大内氏と此地を争ふて合戦せし時、度々焼失し、其の後天正二年、大友家と龍造寺と數度戦ひありしかば、わづかに残りし民屋さへ、又兵火に焼れて、焦土となりぬ。今按、天正十四年薩摩の兵、立花の城を攻し時、亦津中炎上せり。住馴し里の立去難く思へる者は、藁屋を結び、むかしを慕ふ輩もありしに、天正十五年春三月、豊臣秀吉公、島津義久の服せざるを攻んとて、九州に下向し玉ふ。島津程なく降参ありしかば、歸り上らせ玉はんとて、六月三日、宮崎に至り玉ひ、二十餘日逗留し玉ひしが、同十日博多の趾を見玉はんとて、南蠻船に乗り、博多に至り玉ふ。同十一日、秀吉公博多の町を建んとて、指圖をかゝせ玉ひ、翌十二日より町割をし玉ふ。其經を黒田孝高に仰付らる。奉行は瀧川三郎兵衛・長東大藏太輔・山崎志摩守・小西攝津守・石田治部少輔等也、下奉行三十人あり、此所の老人どもを呼出し、博多の町を十町四方に定め、堅・横の小路をわりて、民屋をいとなみ作らせらる。其頃、秀吉公、箱崎に久しく逗留し玉ひし時の連歌に、

博多町幾千代までやつるらん

其句に、黒田孝高の叔父小寺休夢つがれける、

立ならへたる門のにきはひ

今按に、本州の士、能勢頼實が著す處の黒田年譜に、六月五日、秀吉公太宰府に詣玉ふ、七日、博多に至りて留滞し玉ふ、十八日、箱崎に詣玉ひて淹留し玉ふ事十餘日、七月朔日、宗像郡赤間驛に到

此町割問杖今奈良
屋町豊國神社神庫
に藏す先年醫學博
士中山平次郎氏博
多町割問杖に就て
の考あり大正三年
頃の考古學雜誌に
載す(水城)

玉ふと云々。此説謬れり。博多は去年兵火の爲に焼亡して赤土となり、逗留し玉ふべき家とては有べからず、且、十八日箱崎にいたり玉ふといふもの、固非也。神屋宗湛日記云、丁亥六月三日、薩摩よ被_レ成_三還御_一、筑前國箱崎の社内に、關白様御陣被成しに依て、同七日の晝松浦唐津より參上仕て箱崎に着八日に、關白様に御目見へ仕候也、宗及老御取合、同十日、關白様博多の址可有_三御説とて、社所の前よりフスタと云南蠻船に乘めされ、博多に御着候、御舟に乘者は、ハテル兩人、宗湛、其外小性衆也。博多の濱にて御進物を上らへば、其内、銀子壹枚ばかり召上、其外の物は博多に被下候也。同十一日より博多町奉行に仰付られて、十二日よりの町割也。博多町奉行衆之事、瀧川三郎兵衛どの、長東大藏どの、山崎志摩どの、小西攝州、此五人也、下奉行三十人あり云々。又、十三日、十四日、箱崎にて茶會ありし事見へたり、是を以て、的證とすべし。又黒田年譜に、是より先、博多の商家兵火に罹りて、市店賑ふ事なし、秀吉公博多に至り玉ふ時、命すらく、故の如く家居をなさしむべしと、然れども、市蹟・家蹟・分明ならざる故に、吏人はをなやめり。久野四兵衛孝高公の家臣是を聞ておもへらく、是は容易事也と、吏、是を聞て、秀吉公に告、秀吉公乃四兵衛に命じて曰、蚤く是をなさしむべしと、四兵衛即津中の井を搜り求め、是を用て封域を究む、故に市中の堅・横・家跡・たちどころにする事を得たり。秀吉公曰、嗚乎夙智なるかな久野と云々。京都の樋口高運が武家高名記にするる處も是に同じ、其時町割ありし問杖は、今に神屋氏が家に持傳へり、又、續風土記にしるされし連歌の附

合は、傳寫の謬にや、前後せり。宗湛日記曰、關白様、宗及所に御會、宗及は天王寺屋也。御相伴は三松様・休夢・兩人、中略 右御茶過て、又、關白様花を御いけ候也、坐中の衆どつと感せられ候。其後向ふ休夢陣屋にて御袴など脱せられて、又御出被成、一折せんづかと御説にて、

御發句

しほかまの濱邊涼しき窓の前

立よるかけのしける松竹

關の戸を明て 此句忘れし

上 様
宗 及
上 様

この後附合に

たてならへたる門のなきはひ

博多町幾千代までや津のるらん

休 夢
上 様

此御句を、博多の者に聞せ申さひでと、各御ほうび候へば、上様御機嫌能也。

凡博多は、往古異賊防禦の所にして、且、太宰府への通路なれば、北を外面とし、東西を横とせり、南の方の外郭には、横二十間餘の濠をほれり、瓦町の西南の隅より、辻堂の東に至る、是を南方の要害の固めとす、其土堤今もあり、是は臼杵安房守鑑賡がほらせたる堀なればとて、房州堀とぞ號しける。下文房州堀の所に委しくしるす、第二卷に在。又、西面の濠も、むかしは瓦町の内より袖の湊まで、南北に通りてありしが、

いつの程にや埋もれて、今はわづかに残り、片原町の内に在。博多の南方に門を建たる所をば、今も
矢倉門といふて、其名のみ残り。第二卷合せ
考ふべし。秀吉公の此國を再興し玉ふ時も、奉行人、かゝる故實を
たづねて、南北を縦として道を廣くす、屋宅も多くは富人居れり、是を本町とす。縦町凡九筋あり、
むかし太宰府に通じ、且又、唐船の着し海邊に通ずる爲に、南北の道を廣くせしなるべし。東西を横
とし、道も狭くして、富人は稀也。長政公、福岡の城を築き、東西に外郭を構へ、大門をひらき、博多
より石堂口を出て箱崎に至る、是他國往來の通路なりといへども、博多の内、道の幅は東西にて横町
なれば、舊によりて幅狭し。秀吉公、かくの如く廢たるを起し、絶たるを繼て、博多の町を建玉ひし
かば、再び世に出たる心地して、おの／＼本土に立歸り、おもひ／＼に居宅を立並べ、人のあつまる
事もどの如し。其後、世既に無事に屬しければ、人々安堵の思ひをなし、近きものは悦び、遠き者も
猶來り集りしかば、いよ／＼むかしに立かへる繁榮の地とぞなりにける、天文廿一年より博多に異國
の舟絶て來らず、此時より袖湊も漸あせて埋もれり。長政公此國を初めて領し玉ひし慶長五年まで、
わづかに四十九年なりしか、此時袖湊は既になくなりぬ。土地變遷の速なる事かくの如し。天文廿一
年より今元祿十三年までは、凡百四十九年になりぬ。其後、大友義鎮威勢を九州にふるひし時、豊後
の府内に異船を着けたり。又其後、紅夷の舟は肥前の平戸に着ぬ。長崎に大明及び諸夷の舟の來る事
は、又其後の事也。秀吉公、天正十五年小早川隆景に當國を賜りし時、博多はいにしへ唐船のつきし

一二

所、古來名勝の地にて富人多く、京畿他國の人集り、廣き町なれば公領とすべしとてたまはらず。隆
景おもへらく、城邊に公領有ては國政も一致に行はるべからず。且盜賊罪人逋巡の淵藪ともなるべ
ければ、よろづにつき妨多かるべしとて、怡土郡の内を其代地にさくげて、博多を領せらる。慶長年中、
東照神君より黒田長政に給りし時も、先例に任せて怡土郡の内、博多の代地は賜はらず、公領及び他
領に屬して、國主の有にあらざる村凡八十八にして、其高合二萬九千六石五斗七升也。黒田年譜に、
一説を記して云、初博多は將軍の領なりしが、長政公是を封内になし玉はざれば、御心に副はざる
事ありとて、則怡土郡の内一萬石の地を將軍に奉りて、以て博多に代玉ひしと云々。按に、此説全く
非也、用べからず。又、初め公領なりし時、秀吉公より博多に下し置れし御朱印數通あり、表出して
考證に備ふ。本書大高權
紙に書り。

定

筑前國博多津

- 一、當地におひて諸問諸座一切不可有之事。
- 一、地子諸役御免之事。
- 一、日本國津々浦々に於て當津廻船自然損義雖有之違亂妨不可有之事。
- 一、喧嘩口論於仕者不及三理非双方可成敗事。
- 一、誰々によらず此所本書分
明ならず。停止之事。

- 一、出火附火其一人可成敗事。
- 一、徳政之義雖有之當津可令免許事。
- 一、於三津内諸給人家を持義不有之事。
- 一、押買狼藉停止之事。

右條々若違犯之輩於有之は忽可被處罪科之由候也。

天正十五年六月日

掟

今度大明國御動坐に付て、國々海邊筋、其外軍勢陣取之在々地下人百姓等、家を明捨、令逃散は可爲三曲事、宿々町なみ如三有來商賣可仕、自然陣取往還諸人或押買押賣、或亂妨狼藉輩、可爲三錢切、其外狼義於有之者、如御法度可被加御誅罰者也。

天正廿年正月五日 御朱印

定

- 一、軍勢於御方地亂妨狼藉輩可爲三錢切事。
- 一、於陣取火を出す族在ては其ものをからめ可出候自然逐電せしめば其主人可爲三曲事。
- 一、薪ぬかわらさらし以下亭主に相ことほり可取之事。

右條々若於三違犯之輩有之は忽可被處嚴科者也。

天正廿年正月日

定

筑前國博多津

- 一、往還之輩一宿木ちんの事、一人に一文馬一疋に二文宛取て宿をかすべき事。
- 一、ぬかわら薪さらし以下一切不可出之事。
- 一、町人百姓に對し非分申懸は一錢切たるべき事。

右條々於三違背族は搦捕可上之、可被加御誅罰候、若見隠聞隠スに付ては以後被聞召候とも其處々町人百姓可被加御成敗候也。

文祿二年正月日

右は神屋宗湛が裔市兵衛が家に貯ふる處也。又、博多再興ありし時の御奉書に曰。

今度依三御誼、博多再興之儀に附て、彼町人還住の輩、何分儀雖有之、諸役可被免除旨被三仰出候條可被得其意候事第一也。恐惶謹言。

卯月廿三日

石田治部少輔三成判
大谷刑部少輔吉隆判
安國寺惠瓊判

龍造寺民部太夫殿
原田彈正少弼殿
立花左近將監殿
宗像才鶴殿

一六

今按するに、是天正十六年の事なるべし。右の本書横折也、西村増右衛門といひし者の末葉、中小路町新右衛門、是を持寺の庫内におさめ置り云。新右衛門剃髮して淨空と號す、又、増右衛門の事は人事門にしろし侍る。又、遠賀郡吉木村の里正原孫衛門といふ者の家に貯へし古文書一通、いたづがはしけれども、いにしへ博多は守護不入の所なりし事をしらしめんがため記し侍る。

謹て言上仕候

- 一、今度津内之義守護不入之由被_レ仰出_一候段誠以辱奉_レ存候事。
- 一、去夏 御下向之刻宗室を以不入之段被_レ仰聞_一候、其後伏見より至、宗室御書ちやうだい仕候、彌辱奉_レ存候處、至_二津内_一種々之義御仰付候條、津内いづれもめいわく仕候、如此御坐候時は、御上洛以後萬に付無_二心元_一有_レ之候間、以來御置目之御墨附をなし被_レ下候は、萬々年可_レ致_二安塔_一候事。
- 一、津内出作分之事、御上洛以後伏見より之御書に、殿様御下向迄相待申候べく由被_レ仰下候、存_二其旨_一候處、津内百姓等被_レ召寄_一、出作分之御年貢請狀之義、則時々仕るべく由きびしく被_レ仰_二付_一、其請狀之辻を津内年寄ども、御かし米之内に請て判形仕るべき由にて、一日一夜めしこめられ、餘り

きびしく被_レ仰附_一候條、かなはずながら判形仕候、然處に至、百姓土貢さいそく仕候へば、あれ地過分に御坐候在處に、又御年貢を過分に被_レ仰懸_一之候間、御年貢も然_レ納_レ不_レ申候、其故百姓等もめいわくいたし、あまた津内をにげうせ候、如此候時は此御年貢之事、津内年寄共として、此請狀之辻取立可申事も罷成間敷候由、度々越中殿迄御佗言申上候へば、連判之請狀を、はや殿様へ懸御目候間、於_レ于今は御佗言も不罷成候由被_レ仰候條、誠にくわんたいながら此趣申上候、おなじくは如前々、直に被_レ仰付候ば、生々可目出度候、此等之義可然候様に御取合奉願候、恐惶謹言。

十一月三日

博多津中^印

八十島助右衛門殿

今按に、右の書中に、殿様とあるは石田治部少輔ならんか、然ば慶長初年の事なるべし、いかにとなれば、天正十五年、秀吉公此國を以て小早川隆景に賜はりしに、國を治めらるゝ事八年にして、文祿三年其養子秀秋にゆすりて、其身は備後の三原に隠居せらる。秀秋天性昏暴の人にて國政たゞしからざりしかば、秀吉公是を聞玉ひ、隆景逝去の後國を沒收し、慶長二年に越前の府中にて十六萬石の地を賜ひ、彼地に移らしめ玉ふ。しかりしより、此國にはあるじなくなりし故、石田治部少輔三成を代官として、三年の間かりに國政をとり行はしめ玉ふ。此故に今も國中處々に三成が下知狀・證文・等あまたあり。されば殿様とあるは石田にして、八十島は渠が家臣なるべきにや。其後慶長四年正月、東照君の

制札博多土居町掛
町の辻に建つ後ち
橋口の辻に改む

淀

一代所之船破損の
時助船可差出申
但大風の時之
網碇借可申事

淀

- 一、喧嘩口論停止之事、附喧嘩仕出候者双方ともに押しづめ、町奉行へ可申届事。
- 一、火用心堅可申付候、附、火出たらば當番者可爲曲事事。

御佗言によりて、秀秋再び此國の主となられしが、同五年の秋、石田三成亂を發し、天下爪の如くわかれ、萬民累卵の愁をいだけり。されども、東照君ひとたび戎衣して天下を平らげさせ玉ひしかば、四海たちまち安靜にして、今に至るまで其賜をうく、此時にあたりて、黒田孝高入道如水公、其令子甲斐守長政は、素より二心なく、東照君の味方にまわりて、父子ともに莫大の忠義をつくし玉ひしかば、其勳功の賞として此國を以て長政公に賜へり。先國主秀秋は、はしめ石田に黨せられしが、長政公などの内意によりて關ヶ原に於て裏切りせられし功により、改めて備前を賜り岡山の城に長政公勇武群にすぐれ玉ふのみならず、治をいたすの徳も亦衆に拔で玉ひしかば、ふるき道を聞用ひて、國中の臣民にのぞみ、賞罰正しく法制おごそかにして、みづから儉約を守り、民の非を禁じてよく國をおさめ玉ひし故、國ゆたかに民安くして、又むかしの世に立歸りぬ。慶長年中城を福岡に築き玉ひし後は、博多も城下につらなり接して、商買ますく其所得、民のかまごも賑へり。しかのみならず、世々明君賢主出給ひて、如水公・長政公の舊制を守りて、國家を治め給へば、九州・二島はさらなり、畿内諸道の賈船も博多を一都會として來り集りつゝ、よろづの資用を交易しぬれば、いよく昔に立歸る繁榮の地とぞなりにける。長政公入國の後、博多へ掲げ給ひし制札に曰。

一、荷物悉取集め其
主へ可相渡候重
て申分無之の
墨附可取置事
但近村之者共
自然道具ひる
其浦へ可相届
事

一、損船之道具預け
度主以日録可預
事

一、損船の道具並荷
物一切買申問敷
事

一、旅人非分之儀申
候は留置可致申
注進候無條に船
を出入すに於ては
其船に從ひ先々
に可届出事

右之條々於相背者
曲事可申附也

慶長十年
八月廿五日

一、國中人之出入
當國へ入國前買
物に入候物之儀
は年數より内に
相返候は借物に
取戻事にて相調可
取戻事

- 一、おし買おし賣仕間敷事、附、國しち處しち取間敷事。
 - 一、金銀之秤は公儀爲御定取遣可仕事。
 - 一、判形之升にて取遣可仕事、附、酒升同前之事。
 - 一、國中百姓奉公人抱る時、其村給人代官へ尋候て可置事。
 - 一、百姓不届候は郡奉行へ尋、能々令穿鑿、何之道にも可申附、又給人理不盡之義候も、百姓として郡奉行に申届、其上にて奉行之者紛しく候は致直訴事。
 - 一、走百姓之宿送迎仕間敷候、並荷物以下預り候者可爲曲事事。
 - 一、郡中之男女によらず他國へ賣候義停止之事。
 - 一、傳馬送夫之義奉行之者とも手判次第可申付候事。
 - 一、公儀御用之時は夜中によらず手判無之候共可申付事。
 - 一、村々より津出之義、道六里之分、百姓として可出事。
 - 一、諸夫停止候事。
 - 一、竹子取間敷事。
- 右於相背者忽可處嚴科者也、仍如件。

慶長十二年六月十二日 御判

一入國以後博多福
岡に家を有る者
町役をも勤居候
者の儀は可召返
事

二入國以前より
多福岡に家を有
有附居候者之儀
は其身分別次第
もとの有所え可
返事

慶長十七年
正月晦日

一博多祇園町人五
家人組之儀織部
家兩人へ申渡事

一元和七年五月十
五日博多年行司

四頭十二人に定む
司に當年輪番石

年之知行令所務領
地共之相渡之者由

申聞する事

黒田家譜に云、慶長六年正月元日長政公名島の城にて家中諸士の禮を請給ふ、如水公は入國し給ひし時博多の宗湛町に假りに屋宅を定め暫く此所に住給ふ、家人も皆其邊に居住す、如水・長政・相議して諸臣に恩賞の地を與へ、祿を増し給ふ。

石城志卷之一終

石城志卷之二

津田元願 掟定
男 元貫 編録

地理下

博多

博多の地名古圖を以て考るに箱崎の方松原の山海堅船より住吉を過て鏡島に至る福岡の方は荒津の山海警固村の邊へ通じ此入海の中央に一村を立て家居す左右に水門ありて羽翼に似たる故に羽形又袖の湊といふべし

ある人、博多の名義を釋して云。博とは土地の廣博なるをいふ、多とは人物の衆多なるを云なるべしと。湧濱社古傳記云、美和尹元所撰。博多といふ處、いづれの御宇より邑地となりし事、更に其始をしらす。博多の古傳には、人王六代、孝安天皇の御時より創建せしと云。又曰、神代のむかしより、異國へ通せし渡口は博多を以て第一とせしならんか、素盞鳥尊、新羅國へ至らせ玉ひ、五十猛命と共に樹種子キダマを求め、から國へは種すして、悉く筑紫よりはじめて、日本國中の山々へ敷種玉シキマキひしと也。其證跡にや、御笠郡に鎮坐します筑紫大明神は、五十猛命にておはします。されば、往古二神も、此津よりして新羅へ航し玉ひしなるべしと云々。今按ずるに、右の説徴とするにたらねども、里老の傳説なれば、あらはして參考に備ふ。抑、博多は、異國へ通する要津なれば、近世に至るまで、諸蕃の舶碇を入れ、又、

文字は後に當たるにて論ずるに足らず其證は三代實錄に鷗蘆と書てはかたさよめり博多花旭塔八角島法哈囉爾家臺是皆聲をかりて文字を用ひし也博多を地名の本字と心得土地の廣博人物の衆多なるによるさいふも笑ふししからば京攝江戸杯は文字に當らざるが如し又飛驒の内匠が作りし木鳥の片羽落しより羽形さいへるさいふも是東なし只左右に水門ある故に羽形又袖の湊さいふなるべし

日本よりかしこに至れるも、爰を以て開洋の所とし侍れば、神代、しかありしも亦はかりしるべからず。神代、もろこしに通せし事、山海經、及び王充論衡等に出たり。嵯峨天皇、弘仁五年をはじめとす。又、俗説云、むかし、飛驒内匠といふ者、もろこしにわたらんとて、木にて鳶を作り、これに乗て筑前を通りけるが、かれを憎む者ありて、矢を放ちしが、内匠にはあたらす、木鳶の片羽を射き、其羽の落たる處を羽形と號す、後に博多と改むといへり。此説は、兒童のむかし語りにして、笑ふべきの甚しき也。又、博多記・古説拾遺・等に、いにしへの博多は今の地にあらず、比惠・鏡島・の邊にて、今の博多はむかしの湧濱なるべし、との論あり。誠に自己の憶見にして按にたらず。

古人のよめる博多・荒津・袖湊・等の歌、甚多し、既に筑前名寄・續風土記・同早鑑・等に載侍れば、是を略して、わづかに一二首を爰にこるしぬ。

夫木 我戀は博多を出るから舟のゆたのたゆたひ追風を待 隆 源
拾玉 めつらしやこれや博多の唐の人名にも言葉もあらぬこと哉 慈 鎮

大 津

荒 津

續日本記に、仁明天皇の御宇、新羅の人筑前大津に来るとあり。これ博多をさしていへり。續風土記下同三代實錄に、那珂郡荒津とありて、博多の事をさせり。但、博多は其町をいひ、荒津は船の着所をい

へるなるべし。しかれば、大様一所にして、別なり。古歌にあら津崎ともよめれば、博多の邊より荒戸山まで、すべてあら津といへるが、津と、戸と、通音なれば、今は轉じて荒戸といへるなるべし。萬葉 艸枕旅行君をあら津までおくりてくれとあきたらすして 無 名
夫木 湧津風荒津の濱の波枕ならぬものゝねんかたもなし 衣笠内大臣

袖 湊

いにしへ、唐船の入り港也、むかし、比惠の川は、博多の東には流れず、住吉と博多の間を通りて那珂川に入、其古川の跡、今に残りて見ゆ。博多の東に入海あり、それより西の方那珂川まで、入海通りたりしを、袖の湊といへり。此入海、北より西へうちめぐりて、袖の形の如くなれば、名づけしにや。今、入定寺と本岳寺の間より、片原町といふ所の湊橋まで、東西に溝通れり、今、是を大水道と云。是袖湊の残れる水筋也。湊橋といふも、袖の湊の舊跡によれる名也。

新後撰 浪こゆる袖湊のうき枕うきてはひとりねはななれぬる 惟宗忠宗
續千載 思ひつついはぬはいとど心のみさはくは袖の湊なりけり 後源草院少將内侍

今按に、末永氏早鑑云、浦と湊は附屬して體用の所なれば、袖湊の濱邊は、則袖の浦といひつべし、出羽國に袖の浦ありといへども、諸國に同じ名所のある事めづらしからずとて、袖の浦の古歌を擧た

信果案するに袖の湊とよみたるは萬葉集古今集にも見え佳らず其頃はあら津とのみいへるか萬葉集草枕旅行く君を荒津までおくりしくれとあきたらすこそ白妙の袖の別れをかたみしてあら津の濱に宿らすかも是等は唐土へ出立つ人を大宰府などより

博多まで送り來り

てよめるなるべけれど袖の湊とよめる歌なし定家卿の頃よりや袖の湊とよまはうちまぜて云ひしなるべく覺ゆ彼卿の歌に千鳥鳴く袖の湊をさひこかし唐土舟のよるのれさめに

り。しかれども、正しき據なければ、附會に近し。

海部郷

源順和名抄に出。續風土記云、博多・福岡の海邊をいへる成べし。

中島郷

和名抄にみへたり。博多吳服町の邊を、近世までは、中島といひしとかや。されども、それはむかし、袖の湊と海との間に在し故なり。此邊は海部の郷なるべし。中島の郷といひしは、那珂川と比惠川との間をいへるなるべし。

冷泉津

冷泉の號は正平の頃鍛冶貞盛が筑前冷泉貞盛と彫りたる由校正銘鑑に見ゆ信果按ずるに龍宮寺の條下に後堀河院貞應元年人魚を獲し時勅使とし

石城府

中むかし、博多の入江より人魚を網し得たりしかば、則朝廷に奏問しけるに、勅使として、冷泉中納言といひし人、下向し玉ひけり。しかりしよりこのかた、土俗、博多をさして冷泉津とも號せり。委じき事は、龍宮寺の條下にしるし侍る。今俗に、博多冷泉津と書は、重複といふべし。

僧萬里が梅庵集に、博多を石城といふよし侍り。又朝鮮の書にも出たり。むかし、博多の海濱に石垣を

築きて異賊の襲來に備へけるによりて、かく名けしなるべし。

鳥津

梅庵集註云、鳥津、又號ニ冷泉津ト。

花旭塔

博多を云、圖書編に見へたり。又武備志にも見ゆ。

八角嶋

圖書及び元史に見ゆ、博多をさせり。

法哈噠

圖書編にみへたり、則博多也。

覇家臺

蒼霞草に見ゆ、博多の事也。已上の四名、唐人の稱する所也。是別に名つけたるにはあらず、博多の音をかりて、かく書るなり。

中津

武備志に、花旭塔を以て、中津とせり。所謂日本三津の内にして、薩州坊津・勢州洞津の中路なるが故に、しかいへり。

いにしへ、異賊のふせぎの爲、箱崎より博多・福崎・生の松原・今津・邊まで、石壁を築けり。されば菅相丞の御歌に、『箱崎や千代の松原石たよみ崩れん世まで君はましませ』と詠玉へるは是也。福岡の城經營の時、石壁を築くために取用られて、今はなし。然ども、妙樂寺前町濱側の地を堀ぬれば、なほ石垣残り云々。又其石毎に、豊前・豊後・或は、筑前・筑後・肥前・肥後・など、九州の名を刻めりとかや。是は修補の時、かくせしなるべし。文永・弘安の頃、蒙古襲ひ來りし後は、博多の津の警固怠らず、石壁修補催促ありし文書等、國中所々にあり、其一書云。

筑前國役所博多前濱石築地破損之事

今年正月廿五日、御教書案如此、早任被_レ仰下候旨、向_レ役所、云_レ破損、云_レ加_レ作、可_レ被_レ其功候、仍執達如_レ件。

少貳筑後守妙惠

貞經列

正和五年二月十二日

神定禪地頭殿

正和は後三條院御時也。又曰、御宇乾元二年即嘉元元年也。閏四月十七日、九州に命じて石垣をつかしのめられし事、舊記にみへたり。今按に、松下氏の異傳日本傳に、天智天皇三年、水城の要害を築か、せ給ひしを、博多海邊の石壘と同一く記されしは、政認と云へし。貝原先生、築石といふによ

りて、筑紫の説有、又、古人の數説、先に蒙古軍談即蒙古入寇記なりに載侍りし故、今是を略せり。

大 水 道

蓮池町入定寺、本岳寺の間より、川端町鏡天神のかたはらまで、東西に溝通れり、今、是を大水道と云。いにしへ、袖の湊の入海の址也。貝原翁曰、天文廿一年より、異國の舟絶て來らず、此時より袖湊も漸あせて埋もれり。長政公此國を初て領し玉ひし慶長五年まで、わづかに四十九年なりしが、此袖湊は既になくなりぬ、土地變遷の速なる事かくの如し、と。今按に、此入海は自然に埋もれたるにあらす、人力を以て埋められし也。或記曰、博多、中の海埋められしは、慶長五年正二月の事也、其頃、市中燒て廣野となりしかば、國主金吾中納言秀秋、桂主水・三井四郎衛門に命じ、其燒灰を以て入海を埋められしが、又、湊橋も燒落たりしを、三間短めて懸たり。同十八年の冬、長政公、寺田茂兵衛・坂井六兵衛に命じて、先年埋め殘せし處をうめ、其上に町家を立て、湊橋をも又みじかめて掛直させ玉ふ云々。此説を以て證とすべし。又、熊本氏おもへらく、いにしへ入海ありし跡は、今博多の東南の外郭、田となりし所にて、今、大水道といへるは、房州堀なるべしと。是は大なるあやまり也。白杵安房守が濠をほりしは、博多の外郭要害の爲也。市中に濠を構へて、何の益あらんや、殊に房州などが住せし處は、矢倉門なりしといへば、論するにも及ばず。もし此溝を以て入海の跡とする時は、沖濱の地狭くして、彼海東諸國記にいへる、西北四千戸の説にかなはず、とおもへるか。今、

方十町の境地なれども、町並によりて屋敷の入りの間敷、三十間に餘れる處多ければ、往古繁榮の時、透間もなく民屋作り並べしならば、さばかりの戸數にも及び侍りぬべし。たとへば、今長崎のごときも、境地は博多より狭しといへども、甍を並べ、軒をさしりて、所せく家造せし故、民戸は四千に餘り、竈は壹萬に及べりと云。是を以て見る時は、此溝より西北、何ぞ四千戸の地にあらずといふべけんや。加之、海東諸國記は、吾邦の書に非ず、朝鮮人の作れる處なれば、徴とするにたらず。世の人、往々かの説を以て、博多の考證とせるは、未だ深く思はざればなり。又、東町・吳服町・西町等の地は、甚低くして、魚町筋・石堂筋は高し。是むかし入海なりし時、南北の兩岸なりし事、いちじる也。殊に、西町・吳服町・邊の地を穿つ事深ければ、漂落、或は船具の類出る事まゝ多し。是又其證也。此水道、吳服町東側、今は埋もれて平地となれり。是は年行司なりし勝野次郎右衛門といふ者、水難を恐れ、公訴して、おのれが宅地にある所を埋みけるとなん。それより流水東西に貫通せずなりぬ。明和元年七月、今の家主松屋利八は、此水道は元來古跡なりしに、勝野氏が所爲にて埋め置るよし、本意ならざる事也とて、本の如く決り通さんよしを、公に訴へけるに、町奉行、森氏・時枝氏・ともに巡見ありて、願の旨を許し玉ふ。猶又雜用の類として、銀子を賜ぬ。是より、己が屋下を埋樋にして、裏手東町の堺まで、貫通する事を得たり。惣じて東西の水筋、所によりて廣狹淺深あり。

見 渡 關

見渡關の名、諸書におゐていまだ見侍らず、只九州軍記に處々に出たり、又古圖には、今の作り出町の東、堅粕村の西にあたりて、見渡關あり。しかれども、其址さだかなならず。文明の頃、宗祇法師の筑紫記行にも、刈萱の關の事は書たれども、此關の名はあらず。按するに、むかし府大道より、博多へ往來の非常をいましめん爲に、假に關所をもうけしなるべし。

警 固 所

續風土記下、警固村の條下に、いにしへ警固所爰にありし故、其村に名附しにや、もし警固大明神鎮坐の地なる故、村の名とせるにや、と有。今按に、那珂郡に上警固岩戸郷にあり下警固藥院村の西にありありといへども、博多を距事遠ければ、警固所の有べき所にもあらず、太宰府海邊に遠きを以、いにしへ異國舟の着し時は、博多に藩營ありて在番し、武備を専らにして、非常に備へぬ。太宰府言上の口牒、前にしるせるが如し。又怡土郡雷山に傳れる古文書云。

筑前國住人原田伊勢守種貞謹言上。

博多津警固番役之事、自今月十日同廿日迄

令勤仕候訖、以此旨御披露可被下候。

信果云此時奉行所
の名おこれり

進上御奉行所

蒙古襲來繪卷竹崎
季長繪詞に曰八月

是を以て見れば、警固所は博多の地にありしとみへたり、足利尊氏治世の時までは如此なりしが、い
つの頃より廢せしにや、今は其址さへしれず。

二十五日おきのは

まにぐんびやうの

かすをしらすうち
たつ云々

むかし袖の湊の入海より北を、湧のはまといへり。海東諸國に、所謂少貳は西北四千餘戸といへる是
也。

校正銘鑑に筑前國

北濱

博多島濱住國光あ

湧濱より西にあたれるを北濱といへり、故に菅家の御詠にも其意をつらね玉へり。

り時代を詳にせず

北濱の西にあるさへおかしきになきさに近き沖の濱かな。

と云へども金剛兵

談議所

衛尉源長綱大永二

今の妙樂寺町の邊を談議所といひしとかや、是奉行所などのありし所の名なるにや、詳ならず。一説

年の作に列す

に、むかし性空上人、此處にて説法ありし故、談議所と云、是談議の始め也と云々。西蓮法師國吉が

天正十五年豊太閤

作れる刀の銘にも、筑前國博多談議所と刻めり。

島津義久合戦の刻

府大道は、今の辻堂口より東、見渡關を出て、太宰府へ通ふ大道なり。

立花左近將監に賜

府大道

る書に曰

今度其表之儀粉

骨被聞召候然に

仙石權兵衛長曾

我部其外四國衆

百堂

至沖濱差越候毛

むかし、博多に百堂あり、宋人の建立する處也、今の聖福寺の地も其内也、榮西言上書に見えたり。

利吉川小早川門

佛寺門聖福寺の

司え令渡海可及

條下に出たり。古説拾遺云、比惠村田地の内にも、百堂の址、並に町の名など字に残れり、今に比惠の

一戰由被仰出候

土堤を百堂土手と云。

此節に候條無越

度愈可抽思節候

也

矢倉門

十月三日在判

元龜のはじめ、大友の家臣臼杵安房守鑑廣、博多に砦を構へ、南方に濠を堀、門を建たり。其所を今

立花左近將監殿

に矢倉門と云、門の趾は東林寺の境内にあり。今、兵學に通せし人、此要害の構を見て、よく軍機にか

菅家の御集に此歌

なへるよし稱譽す。又、博多の古記云、甲州の士山本勘介、いまだ武田家に仕へざる以前に、武者修

無しかゝるつたな

行して博多に來り、此繩張を致せり、是を兩袖の升形といふよし、又、大友の守護代、臼杵安房守鑑

き歌よみ給ふべく

廢・綾部玄蕃允理昌・等が居たりし館も、此所に在しなるべし。

とも覺へず後人の

鍋島屋鋪址

傳作なるべし

櫓門の島の中に、鍋島茅宅の址あり。是は鍋島加賀守直茂の嗣子、信濃守勝茂、石田治部少輔に與し

筑後地鑑云同國山

て、關原の役に從はれしに、西軍敗れしかば、直茂、如水公に就て愁訴せらる。如水公則、家康公に

門郡湖高上庄町金

自らの微功を以て、勝茂の罪をあがなはんと宣ひしかば、家康公夫父子をゆるして、國家を恙なから

剛寺號迦羅陀山地

しめ玉ふ。されば、直茂此恩惠を感じて、福岡の城經營ありし時も、人夫を遣はして外郭の濠を穿し

藏院傳言白河院永

之會州内密宗談論

保元年辛酉開基之

一宗經義故稱談議

地也俗稱談議所爲

金剛寺末寺每州置

之會州内密宗談論

一宗經義故稱談議

一宗經義故稱談議

所當宗真言之本寺也信果按談議所每州置之とあれば當國にも談議所有しなるべし今廢して知る由なし性空上人の説法ありしも其談議所にて有しも知るべからず又西蓮法師も談議所と唱へし寺の法師なるべし校正銘鑑に建治の頃の人といへり國吉法師西蓮文保元年と彫たる作あり

めらる。今肥前堀といふ是也。其後、勝茂を當國に遣はし、如水公のかたはらに侍坐して、教諭をうけしめられぬ、是は實に人質の心なりしとかや。しかれば、其時この屋敷に寓居せられしなるべし。後には堅粕村松の内といふ所に移り住せらる、今の鎌田氏の居宅則是也。

房州濠

大友の家臣白杵安房守、博多の南方の外郭に、横二十間餘の濠を堀れり、瓦町の西南の方より辻堂の東に至る。明暦のはじめ、やうやく田となりしかど、其堀の形残りて、今もあらはにみゆ。又、西面の濠も、むかしは瓦町の内より袖湊まで、南北に通りてありしが、いつの頃にか埋もれて、今はわづかに残りて、川端町の内に在。此安房守は立花道雪の母養孝院の兄也。大友氏の命を受けて、天文より元龜のはじめまで、志摩郡柑子岳の城に居、志厚郡の政所と號して、郡中の事をつかさどる。道雪、立花の城に移りし後、たすけの爲博多に砦を構へ、濠をほり、鑑廣を置き、柑子岳には其弟白杵新介鎮廣を置れぬ。鑑廣・鎮廣ともに天正六年十一月十日、日向國耳川の役に、薩摩の兵と戦ひて討死せり。

別本續風土記に舊杵新介後に安房守鎮廣と云、柑子岳には其弟進士兵衛を代りとせり、とあるは非也。進士兵衛は鎮氏と云て、鑑廣・鎮廣等の弟なり。

宗也濠太屋濠

博多記に、徳永宗也がほれる堀は、日水庵の傍にあり、太屋基が堀れるは辻堂町作り出、承天寺の脇にありし云。今按に、此説疑ひなきにあらず。宗也堀・太屋堀ともに白杵氏が堀たる處也。思ふ

に、安房守が濠を構へし時、徳永・太屋など手つだいせし處にて、彼等が名の遺りしにや、いぶかし。この太屋といふ者詳ならず。追て考ふべし。

那珂川

日本記に、難川とある、是也。源是那珂郡五箇山の内大野村、早良郡板屋村、那珂郡西畑村より流出、中流にて岩戸川と云、箕島・住吉を経て、博多の西端町と中島町との間を通りて海に入。

石堂川

石堂川、一名今川と云、比惠川の末也、源は御笠郡思川・染川・白川・又、武藏村より流出、むかしは此川、博多と住吉との間を通りて、那珂川の末に落合ひしが、川の流西にめぐりて、洪水の時水勢あらく災多しとて、白杵安房守、南より北に直にほりて、承天寺・聖福寺の後、松原の内を通せり、この故に今川と名づけしと云。按に、此所上古は入海ありしなるべし。堅粕村のあたりは瀉洲といひて、斥地なりしと云。瀉洲・堅粕・其となへ相近し、故に後改めて村の名とせり。元祿年中、此村の前なる封疆、洪水に崩れたりしに、底には藻屑・貝殻の類ありしといへり。しかれば、中むかしより埋もれて、博多の地に續きしなるべし。今松原の内、小崎より七ツ辻までの古圃も、いにしへは潮入の處なりしとかや。追考、貞享五戊辰年、承天寺の裏、松原の堀切を、川になすべしとの命によりて、役夫四百七十八出るよし、記録にみへたり。然ば白杵が濠となし置るを、此時流水通じて、今の川と成たるな

るべし。

管 絃 橋

管絃橋、一名音樂橋、瓦町の南方にあり。其址、今は田となれり。昔比惠川、那珂川へ流れ入し時、住よしの方より、博多へ往還の道に渡せる橋也。住吉の神輿、吉聖女の社に御幸ありし時は、俗人此處にて音楽を奏しけるにより、かく名づけしといふ。

湊 橋

いにしへより入海に架して、湊濱へ通ひし橋也。其址、今、鏡天神のかたはらにある石橋の邊なりともいひ、又、片土居町の石橋ある處也ともいふ。一説に、今の吳服町のあたりを中島といひて、此所に湊橋あり、博多をも中島の郷といひけるよしいひ傳へり。むかし、府大道より湊濱へ往還の順路なれば、左もあるべし。聖武天皇、釋の行基に勅して、諸國の經界を定め給ひし時、此橋の朽みたりしを、かけ直せし事あり。詳に佛寺門觀音寺の下にしるせり。本朝高僧傳七十卷曰。太宰府本山寺釋高明、播州書寫山、性空上人、弟子也。住ニ太宰府本山寺。三衣一鉢。不蓄餘資。念佛誦經之外。勤ニ典建。而造ニ博多橋。下略今按ニ、博多橋、即湊橋歟、又、冷泉橋といへるも、此橋の事なりといふ、是は後世の名なるべし。いにしへ此橋の長さ八十二間ありしといへり。或説には、百二十間なりともいふ。川端の石橋、享保の頃までは三間程の板橋なり、元文己未四年六月、石橋になる。

通 律 橋

西教寺の門前、寺中町の入口の小溝にわづかの石橋あり、是其址なりとかや。聖福寺十境の中に、此橋の名あり。

石 堂 橋

石堂川に渡せり、箱崎及び笹栗の驛に通ふ橋にて、長さ二十間餘あり、昔、名島の城よりの博多通路は、箱崎の濱邊より龍の口へ至りしといへば、其頃は橋も北の方にかゝりしなるべし。古老説、龍口といふは、今堅町下、村田與六が屋敷、表口二間一尺五寸、並に町中抱屋敷表口二間一尺五寸の所、むかしは松原への街道也。

中 島 東 橋

福岡へ通ふ橋也、長さ二十五間、那珂川の末にわたせり。

同 西 橋

此橋長さ四十五間、名島の城下多々良川にかゝりし百二十間の橋を、長政公福岡の城經營ありし時、此東西の兩橋へ引てかけしめ玉ひしと云。

犬 飼 村

當村いにしへ民家ありしなるべし、今其所しれず。慶長の頃も、博多より耕作せしにや、津中の言上

和名抄那珂郡に中島の名あれども今の中島にはあるべからず

書等、上卷にしろせるが如し。今も保正、及び農人は皆博多に住せる者也。田高、千二百三十二石四斗六升三合、現田數五十七町四反六畝六步、島高七拾三石六斗一升三合、但、現島數五町二反三畝八步、外に田島四反餘壹作畝あり。

博多松原

即箱崎松原にて、千代の松原とも、十里松ともいふ。昔は箱崎も那珂郡に屬し、博多と同郡なりしかば、すべて箱崎松原とのみ稱して、博多松原とはいはず。今は此松原は、那珂郡の内にて、馬出村と箱崎との間を、那珂粕屋兩郡の堺とす。されども名は舊に依て宮崎松原と云。然るに、箱崎村・堅粕村・馬出村の民と、博多の者と落葉をあらそひ、たび／＼訴訟に及びける故、寛文三年、松原をわかちて、六分は博多に屬し、四歩は郡地となさしめ玉ふ。左にしるせる處の圖も、其頃定まりしなるべし。近き頃まで、松原木屋とて、落葉を支配する者、茶屋の東の方に住せり。年行司掌りて、年分に僅の上納銀あり。然るに元文の頃、郡より數倍の銀を公納し、一圓に所務せん事を願ひければ、免許せしめらる。又、松原西北の方、堀口村の側より、東北馬出村の側までは、光之公より崇福寺に寄附し玉ふ。又、此松原の木は、いにしへよりみだりに伐採事、堅き制禁也。大友宗麟、及び石田治部少輔等の條目あり。又、慶長十七年卯月廿二日、長政公より小堀久右衛門に命じ玉ふ掟云。

博多松原番之事

一、松原のかわたに役を免し、松木の皮をはきし者、とらへ候得と可申付候事。

一、松の皮はき候を不告來一内に目付之者見付候はかわた手前より爲科代一本に付百文宛可被召上候事。

慶長十七卯月二十
二日小堀久左衛門
より被仰出也

一、松之皮を削候者とらへ來候は爲褒美一米一石可被遣候、若し捕へにくきもの候は其處までしたひ候て付届可申來候事。

石田治部少輔法令云。

箱崎松原之事、かれ木、ゑだ木、をもとるべからず、若たち木並えだをもきりしものあらば、見つけ、きつけ、次第なしまへつげきたるべし、可加成敗候、つげきたるものにはほうびすべし、又見かくし、きかくし候は、其身の事は不及申、かくし候ものゝじゆうるいとも可成敗もの也。

慶長三年七月五日

治部少輔印

博多町通路並町名

凡九流百九町

外柳町寺中町新茶店附

東町流

御供所町

家數 二十五軒

間數 百十九間三尺五步

むかし箱崎八幡宮の御供を調へ奉りし所なる故町の名さす。

外に百二十二間半八十六間

承天寺 聖福寺

按に、寶永年中、聖福寺前町は東長寺の境内になりて僅四五軒残り、今は御供所町に屬す。

金屋小路町

同 四十軒

同 百三間三尺

北舟町

同 二十七軒

同 六十七間四尺

東町上

同 三十三軒

同 百拾一間三尺四寸五步

天正十五年、町割ありし時、一小路町よりはじめて繩張せし故、一小路の東に在を東町とし、西に在を西町といふ。

東町下

同 二十二軒

同 百十二間六尺一寸

嶋井宗室の初て立たる町なるゆへ、宗室町ともいへり。

濱口町上

家數 三十五軒

間數 百二十六間三寸

むかし、惠比須町とも名づく、此濱に戎社ある故なり。

濱口町中

同 四十軒

同 百十二間一尺七寸

濱口町下

同 三十二軒

同 八十四間四尺七寸

鏡町

同 三十二軒

同 七十五間壹尺六寸五步

右惣合家數 二百九十三軒

内寺六ヶ所

同 間數 千百四十七間五尺三寸五步

小山町上

家數 四十軒

間數 百二間六尺三寸、外に

小山町下

同 三十九軒

同 百五間二尺九寸

吳服町上

同 二十六軒

同 百十三間六尺

吳服町下

同 二十二軒

同 百十二間二尺七寸五步

一小路町上

同 三十二軒

同 百六間五尺四寸

一小路町中

同 二十九軒

同 百二十九間九寸

一小路町下

家數 三十六軒

間數 九十八間一寸

廿家町

同 二十一軒

同 五十二間三尺九寸五步

萱堂町

同 三十三軒

同 七十六間五尺八寸五步

七堂の一ツ也、名義、佛寺門香西寺の條下具合へし。

天大十五年の夏、秀吉公の命によりて博多の町割有し時、此町より始めて繩張せし故、一小路町と云、市の字に作るは非也。

惣合家數 二百八十一軒内寺四ヶ處

同 間數 千五百四間二尺八寸五歩

西町流 十一町 昔は馬場町の上を大工町といひしが今は其名絶たり。

萬行寺前町 家數 四十七軒

間數 百三十五間八寸五歩

今俗に馬場町と云、むかし、萬行寺此町に在し故名づく。

竹若番 同 三十七軒

同 百十四間一尺六寸

箔屋番 同 三十九軒

同 百十二間二尺六寸五分

西町上 同 二十八軒

同 百四間二尺五寸

西町は宗湛が初めて取立し處なる故、宗湛町ともいふ。

西町下 同 三十七軒

同 百二十七間一尺

藏本番 同 四十五軒

同 百二十二間六尺二寸外ニ
十・七間 妙音寺
十八間一寸 報光寺

むかし藏本此處に在し故、町の名とす、先に委し。

奈良屋番 家數 三十五軒

間數 百四間四尺一寸

奈良屋九兵衛といふ者居たりし故、町の名とす。

釜屋番 同 四十二軒

同 百十四間四寸

むかし、治工の住しける處にて、今に其趾存せり、則今の柴藤の先祖孫右衛門といふ者此所に來り、鑄冶をおこしける故、町の名とすといへり。

奥小路町 同 二十四軒

同 六十三間六尺一寸五歩

古溪町 同 二十七軒

同 五十八間六尺三寸五歩

古溪和尚といひし人、此町の大同庵に住せし故名とす。

芥屋町 同 五十三軒

同 二十二間半 觀音寺
同 百八間一尺四寸五歩

初め、芥屋浦の者、此所に假小納屋を作りし處なりと云。

惣合家數 四百十四軒内寺三ヶ處

同 間數 千百六十六間七寸五歩

土居流 十一町

榊田社家町 家數 十五軒

間數 百二十一間九寸五歩

大乘寺前町 同 二十一軒

同 百九間二尺七寸

土居町上 同 五十二軒

同 百二十五間三尺四寸

土居町中 同 三十七軒

同 百十九間一尺七寸

土居町下 家數 三十三軒 間數 百十五間四尺一寸
 行 町 同 四十八軒 同 百二十五間三尺五寸五步
 濱小路町 同 三十一軒 同 八十五間一尺六寸
 西方寺前町 同 四十七軒 同 百三十二間一尺八寸
 片土居町 同 四十四軒 同 百六十一間八寸

又柳挽町とも云、
 柳工住する故也。

川口町 同 三十三軒 同 八十間五尺七寸
 新川端町 同 三十七軒 同 百七十九間九寸

はしめ、此所へ土屋敷五ヶ所、表口六十間餘あり、
 寛保三癸亥年町家となり、内畑年買地也。
 惣合家數 三百九十八軒内 十三軒、社家
 同 間數 千三百五十五間一尺二寸

須崎流 十六町 家數 二十七軒 間數 七十四間三尺
 掛 町 同 同 同

むかし、入海ありし時は、此町の南方掛作
 りの家なりし故、町の名とせり云ふ。

廻屋番 同 三十一軒 同 七十八間五尺七寸
 橋口町 同 十五軒 同 四十間一尺五寸五步
 川端町上 同 二十一軒 同 四十六間五尺三寸五步

元祿の頃までは片
 原町といへり。

川端町中 同 同 同
京屋太右衛門が借家地なる故、太右衛門借家と號す、寛保二戊戌年より川端町といへり、こゝし明和元年十月、公裁ありて東關川端町上に合して一町となり、川端町と云、上中のわからなし、初、川端町下といふは、鱒町上の事なり。

新川端町下 家數 三十三軒 間數 百二十七間七寸五步
 須崎町上 同 五十五軒 同 百五十八間一寸
 須崎町中 同 五十八軒 同 百八十六間九寸五步
 須崎町下 同 三十三軒 同 九十三間二尺五步

初め、川端町といへり、延享三寅
 十二月、上訴して鱒町と改む。

鱒町下 同 三十三軒 同 九十六間四尺六寸五步
 對馬小路町上 同 三十四軒 同 七十九間三尺三寸

此濱に對馬侯の藏屋敷あり、
 このゆへに町の名とす。

對馬小路町中 同 四十二軒 同 百十九間四尺九寸

對馬小路町下

同 三十三軒

同 百四間四尺九寸

妙樂寺前町

同 三十六軒

同 百十間二尺四寸五步

いにしへ、妙樂寺此所あり。

古門戸町

同 四十四軒

同 百五間六尺四寸

惣合家數 五百十六軒内

二軒寺一軒馬次所。

同 間數 千五百十五間五尺九寸

魚町流九町

西門町

家數 二十四軒

間數 五十八間四尺五寸五步

むかし、聖福寺の西門此所ありしといふ。

中小路町

同 四十一軒

同 百間四寸五步

魚町上

同 三十八軒

同 八十八間六尺三寸

魚町中

同 二十七軒

同 六十八間五步

魚町下

同 二十五軒

同 五十間五尺九寸五步

明歴萬治の頃までは、浦々より魚鹽を持來りし間屋あり、故に町の名とす、其後古溪町魚店となる。

店屋町上

同 二十三軒

同 六十二間六尺三寸

店屋町下

同 二十二軒

同 五十七間一寸五步

古小路町

同 三十軒

同 八十九間二尺七寸

中島町

同 六十三軒

同 百七十四間三尺五寸五步

昔は中洲とて人家なし、慶長年中町となれり。

惣合家數 二百九十二軒

同 間數 七百四十六間三尺五寸五步

石堂流 十一町

蓮池町

家數 二十一軒

間數 四十二間三尺八寸

むかし、聖福寺の蓮池此所に在し故名づく。

外ニ二十二間一尺 明光寺。二十七間三尺 善導寺。九間四尺三寸 本奥寺。

十四間五寸 本長寺。二十間五寸 妙典寺。十九間 法性寺。十五間五尺六寸 本岳寺。三間

入定寺。十一間 撰擇寺。二十三間 一行寺。三十二間五尺八寸 海元寺。二十九間三尺 正

定寺。

惣合寺數 十二ヶ寺

間數 二百二十七間四尺二寸

立町上

家數 二十六軒

間數 五十五間三尺八寸

むかし、此所を龍の口といひしとかや、然は、龍と立と訓同じき故、今立町といふなるべし。

立町中 同 四十軒

立町下 同 五十八軒

金屋町上 同 五十七軒

釜師多く住せし故名づく、今はわづかに壹軒あり。

金屋町下 家數 二十八軒

金屋町横町 同 二十一軒

むかしは此所を脇堂といひ、七堂の其一ツなり。

官内町 同 三十四軒

或説に、聖武帝の御時、佐野近世といひし人、筑前守にて當國に下りし頃は、今の濱口町の邊に館舎ありしと云、然ども、此説川難し、いにしへ太宰府の官人、此所に来て守衛しければ、其館の有し所を、後世官内と名づけしなるべし。

中石堂町 同 二十二軒

昔、石の堂ありし故町の名とす、七堂の其一ツなり。

中間町 同 二十五軒

同 六十二間五尺七寸

同 六十一軒二尺一寸

同 八十六間四尺三寸

間數 六十四間三尺四寸

同 百四十八間一尺一寸五歩

同 百三十七間三尺五寸

同 八十六間五尺七寸五歩

網輪町 同 三十一軒

網輪天神御鎮座の地なる故名とす、今網輪といふは訛なり。

同 九十二間三尺八寸

惣合家數 三百七十五軒内十三軒寺

同 間數 千百十六間三尺七寸

厨子流 十三町

奥堂町上 家數 二十四軒

間數 六十間五尺三寸

七堂の其一ツ也、委しく後にみゆ。

奥堂町中 家數 二十二軒

奥堂町下 同 二十四軒

栴田前町 同 二十三軒

今熊町 同 二十六軒

今熊權現さて、熊野權現を勸請せし小祠有、故名づく。

同 七十四間三尺八寸

同 七十間二尺五寸

同 七十四間四寸五歩

同 五十八間一寸五歩

普賢堂町上 同 二十五軒

普賢堂ありし故名づく、猶後に詳也、七堂の其一也。

同 五十八間四尺七寸

普賢堂町下 同 二十六軒 同 六十一間五尺四寸五步
 桶屋町上 同 三十四軒 同 九十三間三尺九寸五步

桶匠多く住する故、町の名とす。

桶屋町下 同 三十五軒 同 八十四間五尺九寸
 赤間町上 同 三十七軒 同 九十六間三尺八寸五步
 赤間町下 同 三十六軒 同 八十五間六寸

瓦堂途子と云、七堂の一ツ也。

途子町上 同 三十三軒 同
 途子町下 同 三十五軒 同 九十三間三尺五寸五步
 惣合家數 三百八十軒内二軒寺
 同 間數 千五間五寸三步

新町流十町

辻堂町上 家數 二十三軒 間數 七十二間三尺六寸

むかし、辻堂ありし處故名づく、七堂の一ツなり。

辻堂町下 同 十八軒 同 五十二間五尺六寸五步
 馬場新町 同 四十五軒 同 百七十一間六尺四寸五步
 祇園町上 同 三十六軒 同 百十六間三尺一寸
 祇園町下 同 五十二軒 同 百八十間三尺二寸
 瓦町 同 四十七軒 同 二百十九間三尺二寸五步
 外二十二間二尺五寸 妙靜寺
 壘町濱 同 四十三軒 同 百二十四間一尺四寸
 濱口町濱 同 三十四軒 同 九十九間二尺九寸五步
 一小路町濱 同 三十四軒 同 百十五軒四尺一寸五步
 西町濱 同 六十三軒 同 百七十五間一尺六寸五步
 惣合家數 三百九十五軒内六軒寺
 惣合間數 千三百四十間五尺四寸

津中家都合 三千三百九十五軒 元祿の頃三千百十八軒。

同間數都合 一萬一千三百九十八間三尺二寸三步
但寺社並御免許地共に、元祿の改に、九千四百拾九間三尺九寸。

同 竈 數
同 人 數 一萬四千六百十九人

内 男 八千八百六人
女 五千八百十三人

右人高、寶曆十三癸未所改也。但、仕官の家、及び博多の口籍に載らざる者、此外に多しといへども、是をしるさず。元祿年中計る處の人数、凡一萬九千五百十六人あり。其後、享保十七年、飢饉にて餓死の者甚多かりしより、口數夥しく減じて、いまだ昔に復し侍らず。

津中酒家數 三十六軒
同 麴屋數 三十八軒
同 馬 數 二十七疋
同 船 數 九十餘艘

元祿年中に計る處 九十五軒
元祿の改に 十八軒
元祿の改に 八十七疋
内大船貳拾六艘、但、貳百石より四拾石まで、惣石高參千貳百石、丸形五艘、漁船六拾餘艘、元祿の改に大小 三百二十二艘。

新 茶 屋

石堂橋の東、吉塚へ行道に在。元文五庚申四月、柁屋等が願に依て追々是を造作す、今家數左右八軒あり。

寺 中 町

聖福寺北側の門内に在、故に俗、寺中と云、倡優の住る町也。是榮西禪歸朝の時、もろこしより従ひ來りし者を、禪師、彌陀經を傳へ、僧衣と珠數を授け、寺地を與へて金松山西光寺と號し、九品宗と號けて、念佛三昧を修せしめけるといひ傳へたり。其遠孫、専ら淫靡の歌舞伎を業として俗人を悦ばしめ、四方に鬪ふ、又、茶筌を作りて賣る、京都の鉢叩の如し。此所、はじめは聖福寺の東、禪居庵の邊に在しが、寛文中今の所に移れりと云。又、箱崎馬出村に寺中町といふあり。是は榮西、先づ此所に一字を建立して妙徳寺と號し、暫く住せられしが、其時、かの唐土より従ひ來りし者どもの居たりし處也、今に至て寺中町と云。又、昔より此境内に古作の觀音ありしが、いつの頃にや、盜人奪ひ去りて、今の觀音堂には新作を安置せり。

柳 町

立町の側にあり、戸數十九軒、間數七十間一尺六寸、遊女今八十三人あり。此町、昔は須崎の濱に在、是博多に唐土舟の來りし時の事也。慶長の中頃、今の地に移せり。寛文八年十月、此町薩摩屋より出火ありしにより、夜見世はとどめられしと云。里俗云、むかし、異國より軍船を催して來りし事あり。此時、小女郎といへる妓女、彼船に至り、たばかりて其大將を生捕たりしを、鞍手郡の内に拘囚せり。然るに、もろこしの彼が子供等、是を聞てはるく尋來り、頻りに愁訴しけるにより、則許し歸されけり。此功によりて小女郎は衆妓の長となれりと云。元貫按に、此事唐船の謠に、祖慶官人が

捕はれとなり居たりし事に相似たり。向陽子の日本百將傳抄に、祖慶を宋素郷が事とす、日本に來りて細川高國に仕ふ、詳に明政統宗・圖書編・武備志・等にみへたり。又、柿暖簾カキノレンを用ゆる事も、此時より許されしと云。いつの頃にや、大阪の忘八亦市ワシヤといふ者此所に來り、柿暖簾を咎めて、青のふいきんにかへよといひけるに、當所はしかくの由緒ある由を語り聞せければ、口を閉て歸りけるとかや。或書に曰、京師の遊女町は、其初、天正十七年、秀吉公に、原三郎衛門・林又一郎・といふ浪人が願に由て免許し玉ひぬ、其戸に梯染の暖簾を懸る事、もとは官家より許を得たり、梯染の暖簾長四尺三幅縫八刀の二所にかうじ革の爪結あり、末代不易の許を得たり。又、法式を失して紺暖簾を用る所もありと云。此説によれば、大阪の亦市とあるは、京市の林又一郎なるべし。凡日本にて、播州室の津を遊女の始めとすといへども、博多は猶久しき事なるべし。大明の茅元儀が武備志にも、博多に女蘭閣ありと書り。又福岡城を經營せられし時、中島の石壁の上なる並松は、遊女どもに植しめられ、又、御船幕をも縫しめられしと云。又、長崎丸山の遊女も、其はじめは柳町夷屋よりの出店なりしとかや。又、かの小女郎が墓とて、今に艸屋が宅後にあり。按に、猿樂の狂言に、博多小女郎と號し、及び歌舞伎等にも其名あれども、事實詳ならず。

石城志卷之二終

石城志 卷之三

津田元願 校定
男 元貫 編録

神社

凡此卷には續風土記・博多記・及び各社の縁起、並に諸書に散在せる處の説を採用ひて補註を加へ、且人家のしりへに祭り來れる小社等に至るまで、其來歴をかむがへて、今新たにしるせるも少からず。又、諸社に祭る所の神名の如きは、社説と矛盾せる事も有べければ、是を略して逐一にはあらはし侍らす。

櫛田

抑此津は、地方廣濶にして、人烟湊集する處なれば、古より祭り來れる神社もあまたあるが中に、わきて此御神は津内の生祇ウツギなれば、御社もいとかめしく、尊みつかへまつる事も、亦他に異也。社説に曰。所祭中殿、櫛田大明神、皇太神宮に従ひて、須臾も離れず仕へ玉ひしによりて、左殿に太神宮を祭る。右殿には乙若子命を祭れりといへども、祇園宮を勸請ありし後は、乙若子命を本殿に合せ祭り

て、今は四坐なりと云々。一説に、當社を櫛稻田姫といへり。然ども、或神學者曰、神代卷に、奇稻田姫の號は、奇は奇麗の熟字にて、麗の字を略せり。又、うつくしといふ和訓を、上略してくしと訓するは、姫の尊容を譽たる語也と。此説によれば、當社の號とは異なる事をしるべし。櫛田は、伊勢の地名に本づき、社號となして所々に祭るも、大若子命也。續風土記曰。此社、昔は南向にして、社の前、太宰府往還の通路なりしが、近き世より、社地はもとのまゝにて寅の方に向ひ、御社を改め造れり、鳥居も寅の方に建り、華表は延寶年中、津中の産子より建立、銘は立花氏の儒臣江山少蘊書也。祭る所の神三坐、中殿は櫛田大明神、左殿は天照太神、右殿は祇園大明神也。櫛田社は、人王四十六代孝謙天皇の御宇、天平寶字元年に、河内國の櫛田社を勧請す、故に櫛田を以て本社とす。櫛田明神といへるは、天御中主尊十八世の孫、彦久良伊命の御子、大若子命なり。垂仁天皇の御宇、越國の兎賊阿彥といふ者を平らげにまかれとて、大若子命に勅して、標劍を賜ふ、則幡を擧て輒く退治ありしかば、其功を賞して大幡主命の名を賜へり。又伊勢にも櫛田の社有。

今按に、倭姫命、皇太神の御神體を奉して、國々を見めぐり玉ひし時、伊勢國にて御髮にさし玉へる所の櫛、田の中に落けるにより、後の人其所を名づけて櫛田と云。大若子命も此時附從ひ玉ひし事、大倭姫世紀、並伊勢拾遺等に詳也。後世、大若子命を其所にいつき祭りて櫛田社と稱す、是を伊勢第一の攝社と云。又彌宜補任云、天照太神御鎮坐之時、爲大神主命三供奉一給。

又祇園社は、素盞鳴尊也。此神、鎮坐の始めは、朱雀院の御宇天慶四年、藤原純友誅伐初度の追討使小野好古朝臣、今按、參議小野好古、天慶三年正月、兼追捕兎賊使正五位下左近少將、四年五月一日、從四位下少將如元、藤原純友は平將門に繼せし朝敵なりし事は、前太平記にみへたり。博多の津にして合戦あり、神の助を祈らん爲、此所に山城國祇園社を勧請せりと云。

今按に、祇園社勧請ありしは、櫛田社御鎮坐より百八十四年後也。九州軍記を按に、小野好古朝臣、博多津にして合戦あり、其功遂難きによつて、東長密寺の法印阿闍梨尊園と心を合せて、山城國祇園大明神を勧請すと云々。續風土記五、那珂郡下云。岩戸郷一の瀬、山田村の伏見社合殿に祇園あり、神體は木像にてふるし、里人の云、昔博多燒亡せし時、此所に祇園の神體を持來りて、當社に納め置しと云。

天照太神を合せ祭りしは、いつの事にや詳ならず。當昔は、二月十五日に、神輿沖の濱に渡御有て、北狄退治の粧ひ侍りしといへども、今は絶果ぬ。六月七日には、沖の濱に渡御有て留りおはしまし、同十三日に本社に歸坐し奉る。今は神輿渡御の事はなくて、六月十五日に祇園の祭禮あり、猿樂をも執行ふ。又、此祭りに、大きな作り山を拵へ、博多津中を昇もてありく事あり。歲時門に委しく記せり。又、十一月第二の卯の日、新嘗祭あり、今に至て絶ず。是等の祭は櫛田社の神事也。此外、年中の小祭多かりしといへども、今は其法さへ傳り侍らず。此社内に、古鐘一口あり、經一尺七八寸、里人相傳て、松浦佐依姫が寄納せしよしといへり。されど、佐依姫は、宣化天皇の御時の人也。櫛田社は遙後、孝謙天皇

五六
の御時、爰に勸請せしかは、時代前後相違し侍れば、里人の説信し難し。若は佐依姫が他所に寄し鐘なるを、後世爰に寄納せしにや。其銘は、不_レ窶不_レ撥。感_レ且容_レ之。と記せるよし、京都の人、先年篤信に言遣せり。天正五年、豊後國綾部玄蕃允といへる大友の家臣、此鐘の古き銘を削り去て、新にふつゝかなる文字を長く書て割み附、亦寄進の如くにせり。古き銘を削り去跡、今も見ゆ。元祿三年、博多商人相部藤兵衛元陣といふ者、新たに鐘一口鑄て、古鐘をば神殿に納め入れ、新鐘を鐘樓に掛たり。

今按に、不_レ窶不_レ撥。感_レ且容_レ之。此銘は、左傳魯昭公二十一年の文より出たり。合せ考ふべし。又綾部玄蕃允銘云、奉_レ寄進_二西海道筑前國博多冷泉津櫛田宮鐘一基中略。天正五丁丑年十一月吉日、豊後國比良部國東郡甲庄領家住人、綾部玄蕃允藤原理昌としるせり。全文は鄙俚にして取に足らず。古老の曰、承應年中に、年行司吉田宗富・勝野宗茂・發願にて、津中より鐘樓を造進せりと、今の鐘樓は相部六郎兵衛元宜が再興せる處也。

社説に曰。清和天皇貞觀十一年、櫛田明神七歳の童子に託宣の旨ありて、異賊襲來すべき事を告玉ふ。其後、奥州に大地震あり。其後に洪水あり。天變・地妖・さまじく有しかば、神殿等再建ありて、神威を鎮めさせ玉ひしにより、國天下安穩なりしとかや。彼七歳の童子は、後に祝部鈴麿と云て、神職の上首たり、其父を太禮主オレマシと云り。應神天皇の御宇、百濟國より兄媛イヒメといへる女來りて博多津にとま

櫛田宮鐘銘並序
圓月著

昔在大日靈貴會素盞烏尊于高間原而請取所佩之十握劍呵之化生五女兒死皆爲神其長曰某履舊記祀于伊勢國櫛田之旁然而其行宮總以櫛田宮稱焉惟在筑之博多者持統天皇朱雀年中之建也距今六百五十餘歲也北條平氏之伯子關東舉遠江守平隨時居茲府總官西海道九州之時尤敬本宮百慶悉與縣是博多人厚欽此神凡有所祈皆答如谷應聲既而祭祀如法祭器完具惟鐘未有以爲缺也邑人淨願櫛已所用累積米寸遂

る。是太禮主が遠祖也。兄媛が事は、第七卷土産門に詳なり。夫より子孫綿々として、御社につかへまつる。故ありて、中頃一族江藤某が子を養子婿として、神職を嗣しむ。故に江藤氏と稱せし事もありしが、又祝部氏を用ゆ。

今按、櫛田社、いにしへ繁榮の時は、豊後の大友家より、神領等をも寄附有て崇敬せられしにや、祝部及び一社中より、年々おくりもの等有しとみゆ。其後、干戈を邦内に動し、社所も兵燹にかゝし故、おのづから社家供僧も退轉せしなるべし。古文書に曰。
爲_レ今年之義、櫛以下御注文給候、喜悅候、猶小原四郎右衛門可_レ申候。恐惶謹言。

二月十七日
櫛田宮
祝左衛門 太夫殿

義艦は豊後府内の城主、九州の探題職にて、修理太夫と云。此外にも文書四通有。又櫛田宮一社中より、卷物・樽・以下進上せし返翰あり、年々の恒例と云へたり。又一書曰。
越中守連經望之由、可_レ存知候、恐惶謹言。

七月廿六日

道 雪 印

以元應元年秋七月
鑄而成之適當朝廷

命征夷大將軍足利
源某爲伐平氏自正
中致建武凡一紀天
下大亂宮亦果災其
間異祥良多蓋神見
其事於未萌而但人
不預知也遠乎天下
定于一朝廷以博多
賜大友式部丞源某
爲賞戰功也邑人以
其化政說之若時雨
降也花之明年重建
本宮高廣壯麗過舊
制見聞隨喜聲喧街
衢於此淨願亦見義
勇爲再役堯氏以曆
應三年四月二十七
日其功昇矣以今者
視昔者則其音□矣
以昔者視今者則其
音高矣鐘々之響上
于雲霄可以感欣神

江藤治部少輔殿

道雪は大友の一族にて、立花丹後守鑑連と號せり。粕屋郡立花山の城主也。又一書云。

假名實名之事、任之所望之旨、補任、治部少輔種貞と可レ被ニ存知ニ者也、恐惶謹言。

五月十日

祝三郎殿

鑑種 種 印

鑑種は御笠郡寶滿岩屋の城主にして、高橋主膳兵衛入道紹雲といへり。是も亦大友の家臣にて一族也。其頃は郡主よりみだりにあたへしとみへたり。又一書云。

冷泉津櫛田宮祝太夫下知職之事、先日告申候之處、被成ニ御分別ニ被ニ打渡ニ之由候、尤可レ然候、兼又彼御神領之内金九名之事、御灯坊被レ申事、同前被レ遂ニ披露ニ之由、兩申次一通、爲ニ御披見ニ進レ之候、爲ニ御公領ニ被ニ相拘ニ様御入魂專一候、御判之義御難務時分、可レ被ニ仰出ニ旨候、恐惶謹言。

十二月五日

白杵安房守 鑑

續 印

- 奴留湯長門守殿
- 小田部民部入道殿
- 大津留和泉守殿

靈而座致□□也後
二年賜予以銘々曰
樂之與也 器以
鐘之 不甕不撥
感且容之 堅其
實兮 虛厥中兮
扣之必應 谷神
空兮 聲出于外
神而通之

- 田吹左衛門殿
- 磯部掃部介殿
- 夏瀨民部少輔殿
- 森五郎兵衛殿
- 胡麻津留左京亮殿
- 平井中務丞殿

右連署の名はいづれも大友の家臣也。以上の古文書、或人の隨筆に載たりしを、幸に見る事を得て表出し侍る。按るに、神主出雲守利昌、享保年中京師に至りて、正六位下に叙し、刑部少輔に任せらる。

後故ありて治部少輔に改らむ。其子出雲守利寛、寶曆九年巳卯、京師に上りて、從五位下に叙し、山城守に任せられぬ。

九州軍記云。正慶二年癸酉三月十三日、菊池入道寂阿手勢七百餘騎にて筑前國へ發向す。今按七百餘騎、或は百五十騎とす、恐らくは非なるべし。下文を考るに、金鐵の兵百五十騎を、嫡子武重に副て、肥後國へ歸し、寂阿入道は次男肥後三郎を相具し、五百餘騎を前後に従へて、探題の館に攻入、一足も引退かず、敵に引組、さし違へく一人も残らず討死す見へたり。然ば七百餘騎と作を是とすべし。先、少貳入道を責落して探題の館へは寄玉へと、郎從とも申けるを、寂阿こはいかに、さしあたりたる朝敵をさし置て、少貳を攻て日を送るようやある、英時をさへ討取なば、豈全からんやとて、たづちに北條の館蛭濱に在。へぞ寄にける。菊池、櫛田の宮の前を打通る。神殿は南向にて、管絃の橋より、見渡關・府大道を西に向て歩せ行に、今古圖を以考るに、此所の文、軍の凶をや示されけん、また乗打、理土地に稱はず、疑ふべし。

をや咎め玉ひけん、寂阿が馬一足も進まず。菊池入道大に怒り、如何なる神にてもおはせよ、寂阿が戦場に向ふ乗打を咎め玉ふやうやある、其義ならば箭ひとつまいらせん、請て御覽せよとて、上指の鏑矢を拔出し、神殿の扉を二箭までこそ射たりけれ。矢を放つと其まゝ、馬のすくみ直りければ、さぞとあざ笑て打通る。事静りて後、博多の住人、奥民部丞久吉といふ者、社壇を見れば、菊池が射ける鏑矢を、獅子狛犬の口にふくみてぞ有ける。神威あらたなりし事とも也。

今按に、太平記には、二丈ばかりなる大蛇、菊池が鏑に中りて死したりけるとあり。又、南朝太平記には、狛犬の腹に射こむとあり。又太平記綱目曰。大全・参考・ともに、菊池が馬すまざれば、

武士の上矢のかぶら一筋におもひ切とは神はしらすや
とよみて神殿の扉を二矢射と云々。又寂阿、姪濱にて嫡子武重を肥後國へ歸しける時、笠符シムシに書附て故郷へ送りける。

ふる里にこよひばかりの命ともしらすや人の我を待らん
是をもてこれを見侍れば、櫛田の社前にて歌よみし事、左もあるべし。

又建武三年の春、足利直義九州に下りし時、櫛田の宮に詣て、開運を祈りしに、奇瑞とも多かりしと、梅松論に見へたり。當社に仕へ奉る家は、祝部山城守・八尋多宮・山崎内記・天野數馬・榊玄蕃・及び神巫一人有。本社は、天正の頃炎上せし後に建しにや、甚矮小なりしが、元文二丁巳年、土地を高

く封じて改め造れり。又社内の惣地形を築きあげ、拜殿・末社・舞臺・鐘樓・に至るまで悉く修補せり。同年九月十六日、同十一月十七日夜、正遷宮、又、是より先、享保九甲辰年、新たに隨身門を創建あり。其外、葺かへ修理等の事は、しるすにいとまあらず。右、本社・樓門・兩度の造營ありし時、津内より寄附として、米錢・竹木・瓦石・の類を車などに積載て、日々社頭に挽至る、道すがらの行粧、美異を盡し、耳目を驚せり。寛文十三年丑九月、馬場新町東長寺前に住せし某等八人の屋敷を、同寺の末寺地の、櫛田の傍に在けるに引替あり。公義より、作事料として、銀子を拜借す。與三兵衛といふ者の替地、表口十間あり。此所を津中より買取て、櫛田に寄附して、社内となせり。又、翌年寅三月、能舞臺を東方今の所に移し、社後にありし水道堀かへあり。

所 職

- | | |
|----------|------------|
| 中殿 櫛田大明神 | 祝部氏 |
| 左殿 天照皇太神 | 同 |
| 右殿 祇園大明神 | 八尋氏
山崎氏 |
| 末社 三十二區 | |
| 多賀大 神 | 乙若子命 |

按に、彌宜轉補云。大若子命の弟也、景行・成務・仲哀・三帝仕奉。又按、社説に、乙若子命を以て、

中殿に合せ祭ると云。後世、末社に移し奉りしなるべし。

大 國 主 命
稻 荷
志 賀 大 明 神
辨 財 天

荒 神
高 良 明 神
離 火 權 現
聖 德 太 子
以 上 祝 部 氏 所 司

藥 師

當社の本地佛也。里俗のかたり傳へには、むかし、社邊に温泉あり、其時安置せし藥師なるよしいへり。しかれども、湯の神の事は、續日本記、伊豫國道後湯宮の説を以て考へ知るべし。此堂は、古來祝部氏がつかさどる處なりしが、寶曆壬午春より、東長寺の命によりて、神護寺、是を支配す。又、温泉の有し處にや、本社の後の埴の邊に、今なほ雪の積らざる處ありと云。

稻 田 姫 命
事 代 主 命
寶 滿 宮
住 吉 大 神

三 輪 大 明 神
以 上 八 尋 氏 所 司
香 椎 宮
白 鬚 大 明 神

大 原 神
惠 比 須
雨 宮

戸 隱 神
以 上 山 崎 氏 所 司
風 宮
以 上 天 野 氏 所 司

松 尾 大 明 神

天 滿 宮

今按、古へ、此邊に假松あり。菅公左遷の時、其松陰に休らはせ玉ふ。後、其木を以て神像を彫刻せり。故に、松の木天神と稱し奉ると云。

老 松 社
牧 尾
龍 田
八 幡 宮

荒 穂
加 茂
三 島
以 上 榑 氏 所 司
惣 の 市 所 司

綱 輪 天 神

續風土記曰。綱輪天神、綱輪町にあり。菅丞相左遷の時、袖湊にて船より揚らせ玉ひしが、海邊にて

しかせ玉ふべきものもなく、佇みおはしましけるに、所の海人、舟の綱をたぐり、輪の如く重ねしを敷せまいらせければ、暫く御休みまし／＼ける。後に、此所に御社を建て、綱輪の天神と號す。今、綱場と稱するは、よこなまれる也。此社、始は袖湊の入海の側にあり。慶長元年、今の地に移せり。社僧の寺を成就院と云、眞言宗なり。十一月廿五日祭禮あり。博多記に曰。此社、昔は土居町鍛冶の住ける家の裏にあり。後、今の所に遷せり。中頃綱場町より門ありて、乾に向へり。其後、巽にむかひて宮造せり。後に又大水道を前にして、乾に向ひ建たりしが、元祿十六年正月廿八日、須崎町より出火せし時、此社も焼亡せり。是よりむかしの宮所に移して、巽にむかふ云々。未社是を略す、以下是に倣ふべし。

桂煉齋が南嶺子ニ曰。菅贈大相國、思ひかけずも太宰、權帥に貶任まし／＼し時、天臺坐主法性坊尊意僧正、多年御交り深かりしかば、比叡山より下られ、せめての御遺言に御姿を書留めさせ玉へと、二なう所望ありける故、鏡容アヲミガタとて、御秘藏の硯に墨すり流させ、千萬緒の御心をこめて、筆をどらせられし書像に、硯を取そへ、泣々僧正へ傳へ玉ふ。其書影ともに。梶井宮の寶物に傳りて、今、御境内の社の神像是也。世に菅公自畫の像といふ者多し、何ぞ多く書傳へ玉ふべきや。かゝる深き由縁有てこそ傳りもせめ。予彼御所に仕へて神像を拜し奉るに、誠に覺へずも感涙しけるは、自然の應なるべし。藁蓋に坐し玉ふてい、墨をかゝせ玉はぬは、謙讓の御心よりと、いとど恐れみおもへりと云々。此説、當社の事にあづからずといへども、世の人の惑を解に足りぬれば、しるこ

侍りぬ。元祿の頃、綱敷御影、並に沖濱の神詠、京都に在しを、松下見林、當社に寄附せられしと云。松下翁は、本朝の神籍に博治の人なれば、其來由を押極めてこそ遙に寄納せられしなるべし。又、大賀如心が自記の略に云。元祿癸未正月廿九日、博多市中焼亡しける頃、四方の在家は悉く焼失けるに、此御社は烟のあとだにも無りければ、人々不思議の思ひをなして、いとどいやまひける。此趣は、五山和尚の東林後録のうちにもしるし置れぬ。其時の社僧周榮、御社をむかしの跡に移し奉る。則今の社所也。神前に古井ありしかど、埋れありしを、某、力を用ひて穿ち改め、詣來る人の手洗ひ口嗽ぎ、身を清むるたよりとなし置しに、今年享保十八年癸丑十月十九日午刻はかりに、社僧の奴、此水を汲しに、天神の御尊像上らせ玉ひぬ。社僧良州驚きおそれみて、則、神殿に移し入奉りぬ。此井泉は某が再興し置けるに、かゝる奇瑞不可思議なる事の、有難くおほへ侍りければ、此度廣前に神燈をかゝげ奉りて、いよ／＼和光の天に滿、地に輝き、御社もいやましに繁榮し玉はん事を、いのり侍る也。

時しあれば神のみかげをくみてしる古井の水のきよきためしに

癸丑霜月、自得庵慈溪如心、行年八十二、謹テ書ス。今按に、此記と、博多記の説とは、齟齬せり。既に東林録にもしるされぬれば、博多記恐らくは非なるべし。又、八百五十年御忌の時、東長寺鳳山、院家の需により、詩歌二十五首、紳縉家より奉納有。

鏡 天 神

寶曆二申年天滿宮
八百五十年御忌に
當る博多川端鏡天
神に於て前年三月
二十三日より二十
九日迄取越祭祀あ
り新に連歌屋建つ
宰府より大鳥居出
座連歌あり

川端町冷泉橋の側らに在。元祿の頃、金壽院といへる山伏勸請せり。鏡の御影あり。泉州堺の産、河邊宗甫寄納せり。宗甫は酒家にて、本津川端町に來り住せり。石の鳥居西向也、額は黒田三右衛門一貫の筆也。金壽院が子孫を、北の坊と云、社司の僧也。太宰府大鳥居より、代々法諱の一字を許され、住持の名に用ゆ。祭禮、三月二十五日也。立華數瓶、千燈明あり。金壽院は文才ある者にて修驗道の書を著し、又、城邊三十三所觀音札所、彼が極めし處なり。

吉 聖 女

吉聖女の神祠、瓦町に在。祭所下照姫也。相殿に、玉津島明神アツスキ・味耜高彥根神を祭れり。下照姫は、久かたのあめにて和歌をはじめ玉ひし御神なれば、玉津島明神を合せ祭りしなるべし。明神は、衣通姫と申て、允恭天皇の妃也。和歌を善し玉ひし故、和歌の神といはるまつれり。又、高彥根神は、下照姫の御兄也、詳に、神代の卷に見へたり。むかしは、此御社、今の御社のうしろ、竹のむらたてる所にましましけるが。先君、長政公の時、此町建けるに、御社も今の所に移し奉りぬ。昔、御社のありし所を、今も吉祥天のもりと云。當社の記曰。下照姫を吉聖女と稱する事は、日吉二十一社の内に、聖女の社といへるは、下照姫を祭る所也。されば、日吉聖女といへるを、日の字を略して、吉聖女といへり。吉聖女を、あやまりて吉祥天といふ人あり。吉祥天といふは佛經に出づ、帝釋の女なりとかや。又、菅相の丞の夫人を吉聖祥女といふ説あり、いづれも、吉聖女と異なり。當社は下照姫にして、吉祥天にあらず。げにも下照

姫は、素盞鳴尊と相ならひて、和歌をはじめし、いさをしある御神なれば、うやまふべき事、いふにやはおよぶ。此處に宮柱ふとしきたちしも、久しき世よりの事といひ傳へ侍れども、いづれの時はじめて祭りしといふ事、詳ならず。今、祠官・里老の説を聞けば、いにしへはいとさかへさせ玉ひし御社にて、祠田もあまた處ありて、四の時の祭り、をりをたがへず、其外の小祭も、亦事しげく行はれて、高きいやしき、あゆみをはこぶ事もたへさりける。されば、御宮造りもいときよらをつくし、隆樓高殿雲に登へ、丹楹粉牆日にかどやき、神威儼然とてますが如くなりし、など語りつたへける。しかあれども、應仁のみだれの後、世中をだやかならず、天か下、たゞ兵革のみ事とし侍りしが、殊更西の海、たつ波いとさはがしく、此所も戦鬪のちまたとなりて、民、所をやすんずる事あたはざりしが、此時よりぞ、御社も年々におどろへ、神税の地も一畝も残らずなりにける。今、無爲の世となりても、時いまだ至らざるにや、御社、昔のさかへに立歸らせ玉ふ事あたはず。今は、いとさかやかなる御社も、神靈を安措し奉りて、瓦坊の生出神ウツスガといつきまよつる。此御社に神異の事もあり、虚誕の説にあらざるといへども、わづはしければ、こいにも。御社は寅卯に向ひ、往來の人、絡繹とてたふる事なし。うしろに灘川のながれ、遠からず、左には千門萬戸相つらなり、交易のいとなみ、いとことしげし。右に出れば、平原漠々として眺望遠く、おちこちの山里のけしき、げに繪にかまほしく、所がらも亦すぐれたりといふべし。古へ、御祭り多く侍りし中に、九月十三日は、住吉大神恒例の大祭にて、十二日より住吉の神輿、此御社に渡

らせ玉ひ、其夜は爰におはしまし、あくる日流満ありて後、本祠に歸らせ玉ふ。此時、神輿の往還に、伶人等陪從して音樂を奏せし故、其道すちの橋を、管絃橋とも、音樂橋ともいふ。管絃橋の事、地理門二卷に記せり。今は、かゝる祭禮もたへ侍れども、九月十三日には、昔をわすれず、祠官・邑人・等打つごひ、饌具をまうけ、板を修して、それとばかりの祭をとりおこなひ侍る。此祭さへかくの如くなれば、其外の祭は悉くたへはて侍る。此御社は、祠官梅崎氏、むかしより司る處也。今の志摩守延恒にいたりて、梅崎氏を改めて天野と稱す。○此記は、正徳四年の春、貝原安平常春、是を選す。今、前後の文を省きてしるし侍る。常春は、益軒先生の家庭にして、文才あり。先生、義子に立ちたるべかりしに、いさ、か故ありて涙客なり。市中、或は田家に寓せり。享保十八癸丑の秋七月、病て卒せらる。享年六十三なり。

湧濱夷社

濱口町に在、所祭事代主命。大巳ノ貴命の御子なり。一説、蛭兒、伊非諾尊の第三の御子なり。又、或は大巳貴命・少彦名命・兩神なりと云。惠比須、往々男女二體の神像を安置せり。男體なるは大巳貴命、女體なるは少彦名命なりと云。其説異き故これを略す。むかしより此所に鎮りませし故、町の名を夷町といへり。後、改て濱口町といふ。社記ノ略ニ云。沖濱惠比須の神社は、往古より此處に祝ひて、海賈・漁師・はいふに不及、交易・賣買・を業とする輩の、福津利潤を祈て、最靈稱ある御神也。博多は古へ高麗・唐土・の舟來り集ひし巨湊、西國第一の都會の地也。王代には、太宰ノ官府より是を管攝せしが、武家の世となりてより、守護を置て警察せしむ。今の冷泉津より、堀口の邊にとほりて、大溝有けるを堺ひて、陸の方を守護領といひ、海手を沖濱といひけるとなん。此惠比須の社、海濱に在ける故に、瀛濱惠比須と申ける也。世遠くして、載籍も傳らざれば、鎮坐の初、今、考る所なし。

し。元は此宮所、廣き眞砂地にして、かたへに人家もなかりしに、太平年久しきに隨ひ、民のかまごの數増りて、今は社頭をきしりて軒を並べぬれば、御神のみあらかも、いと所せくなり侍りける。往昔、櫛田の祇園會ごとには、王城祇園會の例に準じて、六月七日、神輿、沖濱に下らせ玉ひ、此惠比須の社を御旅所とし、十四日に還幸ありけるとて、櫛田の祝人等今に申傳へ侍る。又、箱崎八幡宮も、八月の御祭の時、毎年爰に幸し玉ひけると聞へ侍れば、むかしは社のかまへも壯麗なりけんごぞ覺へ侍る。かゝる事もいつの頃より斷絶せしにや、いと恨むべき事なめり。古老傳て曰。もと此社邊に大石ありしを、維石と名附、此浦にて風波の難にあへる舟、此石に纜をつなぎぬれば、必助らずといふ事なし、惠比須の惠にて維ぎ留め玉ふ石也とて、しか稱しけるとぞ。今、靈體を安置しける石龕は、彼石もて造りけるとなん。寶曆十一年、夷社再建あり。此時、石龕を内殿に納むへかり。寛文七丁未七年七月に濱口町下の人、相ともに力を合せて、建奉れるなり。毎年正月三日を祭日として、諸人、拜趨絡繹す。又、近年に至りて同月十日に、閩郷の商賈、神樂を奉る事、定式となりて、毎歲怠らず。しかのみならず、毎月三日十日を縁日として、市人家には神酒を供へて祝ひ祭り、あきものゝ幸を祈る。祠官梅崎氏世々其祭祀を司れり。○此記は、寶永二年乙酉の六月、柴田隨庵成章是を著せり。成章、字は文之進、貝原翁の門人に來り住し、儒を逃れて醫となれり。享保十三年、享年七十餘にて家に死せり。又昔は二月十五日、櫛田の神輿此所に御幸ありて、北狄退治の祭と云事ありしと云。

須崎夷子社

七〇

須崎濱に在。志摩郡前原町にありしが、近世益田與介といひし人、同所の郡令たりし時、家内病人たへざりしを、博多の佛説坐頭一養といひし者に、是を占はせけるに、屋敷内に一ツの石埋もれ有べしといひしが、果して石體の惠比須を堀出せり。一養、是を所望して、おのれが住める馬場新町の家に安置し奉りしに、其後、夢想の告ありとて、今の所に移しまつりぬ。一養が子、社人となりて林左近といへり。今、其子中原大和守と云、櫻井大宮司が支配也。

西町濱夷子社

むかしより十里松福寺の傍に夷社あり。櫛田の社人天野氏、つかさどりしが、近世、崇福寺の古外和尚、南里村の社人の支配とせらる。是、元來當寺に仕へし者也。其後、博多の者、西町濱に此夷を勧請して、前の如く天野氏に司らしむ。昔は松原も博多に屬せし故、夷社も博多七社の其一ツなりしと、熊本氏が記に見へ侍る。七社、今詳ならず。貞享七年四月廿日、夷子堂二尺四方、公に申して西町濱萱堂町筋西側、網屋徳右衛門といふ者の宅後に建立す。享保の末、公廳に達して、今の地に移し祭れり。

若 八 幡

辻堂町日水庵の境内に在、所祭仁徳天皇にや、未考之。已前は藪八幡と稱せしと云。箱崎の攝社にて、祭禮十一月初卯也。近年、御社を東向に建、門を正面に開けり。此所、むかし一行寺の有し址と云。今に彼寺に屬す。

楊 池 社

西町上東側に在、所祭少彦名命也。此所、むかしは袖の湊の入江なりしが、滄桑相變りて、わづかばかりの小池となりもて行しも、なを年を逐ふて埋もれたりしかど、岸の柳は世々に植繼じにや、今に一圍餘りの大木ありて、土人、柳が池と稱し侍る。後堀河院貞應元年四月十四日、此所より海夫人を網引し侍りしと云事は、佛寺門、龍宮寺の下に詳也。合せ考ふべし。今の社は、寶曆四甲戌の冬再興せり。其來由は、社地の東家に住る圓庵安井氏、一日元願が許へ訪ひ來りて語りけるは、我過と神無月廿一日の夜、不思議の靈夢を得たり。其あらまじは、わが西隣なる楊池の邊に逍遙せしに、洒掃いと清らか也。かたはらにひとりの異人ありしに、いかなる故にやと尋ね侍りしに、かの人答て曰、汝しらすや、此所こそかけまくもかしこき少彦名命の鎮りいます地也、委しき事をしらすと思はど、吾子に問ふべしと聞へて、夢覺ぬ。吾子いかにしてしれる事ありや。予答て曰。抑、楊池は靈址なる事、土人の口碑に在、殊に此御神は、大己貴命と御心を一にし、力を戮て、天が下をみそなはし、病

を療るの方を定め、又、鳥獸・昆虫の災異を攘はんが爲に、禁厭の法を定めて、萬民を救ひ玉ひし事、載て日本紀に詳也。されば、本朝の醫の祖神にてましますゆへ、予、つねに京都五條天神、紀州粟島大明神、及び當國磯崎明神など、殊に尊崇し奉りぬ。是皆、少彦名命にておはしませば也。かゝる夙志あるにより、夢中にも予が事を示し玉ひしならんか、神詫疑ふべきにあらずとて、安井氏と共に、彼所に至りて點檢するに、風色おのづから物ふりて、叢祠も既に荒廢に及べり。かくたうとき御神靈の、艸露にうづもれさせおはしますをみるに忍びず、且は靈夢の告のおそかなりしを感じて、御社を再造し奉らん事を相議り、同志の輩につのりしかば、諸方より寄附の捧げものありて、財用乏しからず、神殿・拜殿・鳥居・玉垣に至るまで、かたの如く作り出せり。かくて、同六年丙子閏十一月、落成を告げれば、同廿八日酉刻、神圖によりて正遷宮の規式あり。櫛田の神主祝部山城守利寛、其子出雲守利雄等、是をつとむ。以來當社を司らしむる所也。又、末社三區建立す、大國、大日貴命也、後に夷子、事代主命也。稻荷、倉稻魂命なり。又、埋もれし小池も、土をうがち、石をたゞみて、めぐりに、玉垣を造り、柳にも瑞垣ゆひ渡して神木となせり、むかしより、此柳の枝をも切取事あれば、必たゞりありと云。當社の祭は、二月十一日、八月十一日にて、神樂、及び宮坐等あり。又、節分には、追儺の祭ありて神物出る也。又、月毎に、朔日・十一日・廿一日・是を三節といひて、詣る人多し。餘は、當社の記事に詳也。これはさいつころ、神官利寛が需によりて、元願ひそかに是を撰せり。神額は從二位高辻大納言菅原家長卿御染

筆也。延壽王院菅原久廣寄附、安井氏と予と、是を修飾し、明和閏十二月十一日、廣前に掲げ畢ぬ。

今熊野權現社 補 明和元申の秋社壇改め造る

今熊町に在。所祭今熊野に同じ、祭は十一月十八日也。掛鯛・御酒・洗米・古例によりてこれを供ふ、櫛田の社人天野氏はを司る。常は同所の修驗清淨院あづかり守る。萬治二年、清淨院、願として、正應二年に、今熊野三郎十二社權現を博多に勸請し玉ひて、社壇創建し、十一月十八日に修養せしめ、般若會を修せらる。供養の導師は、清相宗圓性坐主也。自今已來毎年、此會を以て定とす。或は宮司を營て護國院と號、坊舎・社家・等あまたにして、神領寄附せられ、四至・境裏・廣大也。當初は、博多津の宗廟の神社なるよし、其後、兵火の爲、社壇僧坊悉く燒亡し、祭禮の規式も令退轉、境内も多民家となる。中頃快善と云僧、神社の舊跡絶ぬるを憂て、元享年中に、纔に神殿を再興せしむる也。雖、然、益塚地も狹まり、神社も衰廢し、諸民、宗廟を忘れ、祭祠の義式をも不知、只殘れる事とては、小社のみぞ少斗り有て、毎年十一月十八日、今熊町、大乘寺前町の人々、今に至てかすかに祭之。然るに、慶長十八年の秋、風難にて社壇破損す、時の人、石像を以神體と崇めおく。當處を今熊と云事は、今熊野權現の境地なる故也。右は古老の言を以、町の衆中へ申談、慶長十八年已後、中絶仕候を、萬治二年六月に、某令三再興、今の社壇是也。一説に、此社は博多の地主神にて、櫛田社より

已前の鎮坐なりと云。むかし此所に熊野山本宮寺とて時宗の寺あり。一遍上人の開基と云。熊本氏が記に云。本宮寺へ、大友家より、那珂郡の内にて三百丁の寄附狀、並に稱名寺への寄附狀、其外古文書あまた、豊後國竹田の住大賀傳右衛門といふ者持傳ふ。予、彼所へ往し時、是を見侍りし故、稱名寺に告げれば、同寺より予を以てひたすら所望ありしかども、事ゆかざりしと云々。又、竈門山の山伏、國中入峯の時は、此社にも來りて勤行す。今按、此入峯の事、久しく中絶せしが、元禄十二巳卯年に再興あり。又、享保十二年にもこれあり、四月十日櫛田に一宿す。

白山權現社

中小路町北側にあり、所祭白山比咩也。土俗あやまりて地藏菩薩と云。一説に、離火權現を祭と云。按に、隱岐國離火は大日靈尊を祭れり。兩部よりは本地を地藏菩薩といひ侍るとかや。然ば離火を祭れる所なる故、土俗地藏と稱するなるべし。又、葛城峰と稱して、寶滿派の山伏、國中入部の時、此所にも來りて經をよむ事あり。又、此所を富士見坂と云、是は西の方、海越に志摩郡の筑紫富士見へし故、かく名づけしなるべし。今は屋宇立連りて見へず。

石堂社

往古石堂町に石の堂あり、この故に石堂と云て、博多七堂の其一ツ也と云。此堂、いつの頃退轉せしにや、今は其跡さへさだかならず。然るに、寶曆六丙子年十一月十九日の夜、坊長中村宇右衛門といふ者、靈夢の告をかうふりしにより、社地をトし、新たに石の小祠を造立せんと企しかば、町内の輩志を同うし力をあはせし故、同七年丁丑正月廿一日に成就しければ、則、石堂神社とあかめ奉りぬ。所祭阿田賀多須命と云。一書に、香田片、阿田賀多須命とも書り。此命は、宗像大神にみやつかへし玉ひけるとかや。竊に按するに、舊事記云。阿田賀田須命は大已貴命八世の孫也と。又、古事記云。大已貴命は湧津島田心姫をめぐりて、男女の御子二柱を生玉ふよしみへたり。かゝる由縁あるにより、阿田賀多須命は宗像三所大神に仕へて、祭祀をつかさどり玉ひけるなるべし。されば、宗像・博多・相去事遠からざれば、此津に鎮りいませしなるべし。其事蹟、審かならずといとごも、中村氏へ夢中の御神託疑ふべきにあらず。寶曆九巳卯の春、卯右衛門が求めによりて、其梗槩をしるしてあたへぬ。

諏訪社

笹屋番東側人家の後にあり、所祭武南方富命也。いにしへは本社なりしといへり。此神社は、異國降伏の御いさをしますにより、往古、唐土舟入津せし時より祀り侍るとかや。今、長崎の諏訪社は、此所より勸請せしと云傳ふ。今はかたばかりの叢祠遺りて、知る人稀也。土居町西側人家の後に、圓石つれり、これはいつれの頃にや、長崎より外療の醫者來りて此所に住しけるが、おのれが古郷の産靈なるにより、假に勸請せしむるなりしかや。

奈良屋番西側にあり、所祭倉稻魂命也。長政公、陣中細懸守りの御神體なりと云。社司を神福山延命院と云。社記に曰。延命院祐清、姓は平野氏にして勘右衛門丞康氏が孫也。康氏は江州の住人にして萬貫の地を領す、信長公の麾下に屬してしばし戦功あり。天正十年、明智光秀、京都本能寺に於て信長公を弑せし時、康氏は信忠卿に屬し、二條の城の搦手を守り、血戦して死せり。其妻懷妊してありけるが、家人等に助けられ、豊後國安岐城に落降り、安岐城主熊谷内藏允は、康氏が妻の兄なれば、此所に落降りし也。男子を生ず、長じて勘右衛門政康と號し、熊谷氏の宰臣と成。慶長五年、石田三成、亂を大坂に起せし時、如水公軍を率して安岐城を圍み玉ふ、内藏允は石田が催促に従ひ、勘右衛門と熊谷外記を殘して安岐城を守らしめ、大坂に馳上らんとす。勘右衛門、内府公に屬せん事をすむむといへども熊谷聽す、終に石田に與せり、故に如水公安岐城を圍み玉ふ也。急攻三日にして、勘右衛門に利害を解て降をすめ玉ふ。勘右衛門、内、兵糧乏しく、外、援兵なく、城中士卒の死をあはれみ、且、熊谷氏の血脈の絶せん事をかなしみ、終に如水公に降れり。夫より如水公・長政公・忠之公・御三代に奉仕して忠勤を勵みけるが、忠之公の時、故有て致仕し、早良郡に蟄居せり。ほごなく身まかりぬ。末期に、其子勘之丞に遺言して曰、予曾て、長政公の代參として山城國藤尾山に詣し事あり、時に祠官羽倉氏奉幣して後、本社の傍より稻荷の小像を守り出し、予に告て曰、此尊像は、古來より本社の傍にしづまりおはしまして靈驗あらたなる神體也。御陣中御守りに懸させ玉ひなば、御武運めでたかるべしと。予、是を拜受して、則、君に奉りしに御悦び不斜、御

陣中御守りに懸させ玉ひしが、後、御機嫌によりて予に賜へり。汝是より仕官の望みを止まり、明神に仕へて君家の御武運長久を祈るべしと。勘之丞父の命に従ひ、則、修驗となり、延命院祐清と云。則、社を今の處に營み、御祀怠りなしと云。

次所稻荷社

古門戸町馬次所の内にあり。津中火災消除の爲、江戸鐵砲洲より勸請せる處也と云。延命院より代々是を司る、六月廿六日祭禮あり。

湧濱稻荷社

對馬小路町東側に在。沖濱稻荷と云、又、鎮西堂とも云、所祭倉稻魂命也。佛説の盲人和泉、後には少功言と改、此地に宅あり。其子、本山派山伏となりて光照壽院と云、元祿年中今の社を建立せり。國君光之公、木の鳥居を寄附し玉ひしかど、星霜を経、朽腐して今は商家入江氏なる者、石の鳥居を再建せり。按に、博多津中の稻荷を祀れる處甚多し、擧てしるし難し。然れども多くは野狐をまつれる也。抑、稻荷と申奉れるは、倉稻魂命にて、人王四十三代、元明天皇和銅十四年辛亥二月九日、豐原下定記には二月十一日なりと云。山城國藤尾山に現し玉へり。然るに、藤尾山の地主神を荷田明神といへり。其裔荷田般といふ者、みこを三の峰にいつき祭れり。藤尾山、今、稻荷山と云。此故に、倉稻の稻の字と荷田の荷の字とを

合せ、荷を利に通じ、且稻生玉といふ縁にて、いなりと訓し、稻荷とは書なり。又、俗説に、弘法大師、東寺の門にて稻を荷へる老人に逢ひ、約束の旨ありて、これを祀りて東寺の鎮守とし、稻を荷へる故に、稻荷明神と號せりといふは非也と、稻荷山の神官羽倉攝津守が縁起の中にしるせり。且、年譜相違せる事、俗説辨に詳也。又、稻荷に狐の従ふ事は故ある事也。命婦といひ、専女トウメなどいふ事、神書に見へ侍る。今の世の人、狐を以稻荷とおもへるは大なる僻事也。されば俗説の惑を解んため、無用の辯を爰にあらはし侍る。又、近年城邊稻荷二十七社參詣といふ事あり。博多にては、矢倉門・柳田社内・柳池社内・箔屋番・延命院・古門戸・入定寺内・一小路濱・光照壽院・綱輪天神社内・餘は市中に屬せざる故是を略す。

牛田 夷子

牛町、今、馬場新町と云。同所東側人家の裏に大なる菌桂一株あり、枝葉甚繁茂せり、其樹下に一箇の石あり、鎮守の如くあかめまつれり。土人の曰、いにしへ此所に於て牛の市を立ける時、大日如來を安置せしとかや、此故に牛町の名ありといへり、一説には、いにしへ博多三惠比酒といふありしが、其一社の内なるよし、さもありしにや。今に惠比酒ととなへ侍る。

萬四郎 夷社

濱口町中番西側に在、實は稻荷を祭れりと云。いつの頃にや、萬四郎といへる者、此屋敷に住して鎮守にいはひ置るよし。又、野狐の名とも云。

巖町 夷社

夷屋市右衛門といふ者の宅地に在。はじめ、佐谷五郎太夫、播州に在し時より崇祀りし稻荷ありしが、慶長五年、當國へ豊前中津より長政公に従ひ來りしに、博多津の役を命せられ、須崎町に宅地を賜り住せり。其時、宅後に小祠を建立して祀れりと云。後、荒戸へ移住し、又、此稻荷を勸請して、今に子孫の家にあり。其後、彼役屋敷、市屋となり、播磨屋助右衛門といふ者居住せり。一説、此助右衛門は五郎太夫が播磨より具し來りし者也と云。今は西宮大明神と稱して稻荷とはいはず。祭祀六月八日、十一月八日也。寛文十三年癸丑、町中より社を改め造。其後寶永年中、新に拜殿を作り、千手院をして祭祀を司らしむ。今の始學院まで代々是を務む。千手院より巳前は巫女、祀を司りしと云。寶曆九巳卯、本社・拜殿ともに造暨し、六月中旬落成せり。

附 録

妙 見 社

博多の東松原の内に在。此邊は縦横のちまた七ツに分る、故に七ヶ辻と云。又、いにしへ北斗七星降

八〇
臨の地なる故名づくとも云。いつの頃よりか妙見の小社あり。陰陽家に北斗星を
妙見菩薩と稱す。元祿年中、御笠郡小岳の
優婆塞賢養坊といふ者、靈威に感ずるの事ありて公けに訴へ、社地を乞得て新に殿宇を造立して、妙
見、並に稻荷を合せ祭れり。近年二社と成、今の賢養坊に至て三代也。松源院に屬し、別當號を許さ
る。祭日二月初午、十一月八日なり。

終